

総務文教委員会記録

○開催日時

令和元年12月12日 午前9時57分～午後4時43分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長 徳永武次
副委員長 井上勝博
委員 瀬尾和敬
委員 杉蘭道朗

委員 今塩屋裕一
委員 川添公貴
委員 落口久光
委員 坂口健太

○その他の議員

議員 持原秀行

議員 成川幸太郎

○説明のための出席者

総務部長 田代健一
総務課長 古里洋一郎
秘書室長 山元一将
文書法制室長 川畑央
財政課長 鬼塚雅之
財産活用推進課長 園田克朗
税務課長 道場益男
収納課長 山口隆雄
契約検査課長 橋口堅
危機管理監 中村真
防災安全課長 佐多孝一
原子力安全対策室長 祁答院欣尚

企画政策部長 末永隆光
企画政策課長 上戸理志
甌はひとつ推進課長 奥平幸己
行政改革推進課長 東田幸一
地域政策課長 屋久弘文
情報政策課長 佐多誠一
広報室長 黒木諭
ひとみらい対策監 平原一洋
ひとみらい政策課長 山元義一

会計課長 脇園和文

教育部長 宮里敏郎
教育総務課長兼
学校施設整備室長 小原雅彦
教育施設グループ長 武田牧人
就学支援グループ長 菊池克彦
学校教育課長 村上勝美
主 幹 北野修身
社会教育課長 橋口公男
文化課長 羽田美由紀
少年自然の家所長 池田尚人
中央図書館長 山口誠

選挙管理委員会事務局長 西木場重行

監査事務局長 茶園勝久
公平委員会事務局長

議会事務局長 田上正洋
議事調査課長 堀ノ内孝

○事務局職員

事務局長 田上正洋
議事調査課長 堀ノ内孝

課長代理 久米道秋
議事グループ員 芦谷仁美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中央公民館)
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
議案第127号 財産の取得について 議案第128号 財産の取得について 議案第129号 財産の取得について 議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 〔第3表 債務負担行為補正〕 (所管事務調査)	少 年 自 然 の 家 教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課
議案第130号 薩摩川内市川内文化ホール条例を廃止する条例の制定について 議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 〔第3表 債務負担行為補正〕 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
(所管事務調査)	甌 は ひ と つ 推 進 課 行 政 改 革 推 進 課
議案第126号 薩摩川内市ゴールド集落活性化条例の一部を改正する条例の制定について 議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	地 域 政 策 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	情 報 政 策 課
(所管事務調査)	広 報 室
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	ひ と み ら い 政 策 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第154号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第155号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総 務 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 〔第3表 債務負担行為補正〕 (所管事務調査)	秘 書 室
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 書 法 制 室
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 〔第4表 地方債補正〕 議案第155号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 〔第3表 債務負担行為補正〕 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課 防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課 監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局

議案第 1 4 2 号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 [第 3 表 債務負担行為補正] (所管事務調査)	議 事 調 査 課
--	-----------

○委員長（徳永武次）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で会議の追加の申し出がある場合は、委員長において、随時、許可します。

△社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）まず、社会教育課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）予算に関する説明書の68ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費の社会教育管理費の増額につきましては、人件費に係る共済費の調整でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）総務文教委員会

資料の6ページをお開きください。

令和2年薩摩川内市成人式について、御説明をいたします。

開催日時は、令和2年1月12日、日曜日。10時20分から受付開始、式典は11時開始となります。会場は、川内文化ホールであります。今回が川内文化ホールで開催する最後の成人式となる予定であります。対象者は、平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方になります。本市に住所登録をしている842人に式の案内をしてありますが、住所がない方でも本市出身者など、参加することができます。

議員の皆様にも、御案内を差し上げておりますので、御出席いただき、新成人を祝福していただければありがたいと考えております。なお、各地域で行われる「新成人を祝う集い」等につきましても、記載のとおり行われますので、ごらんください。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（徳永武次）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局の説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）総合計画資料の64ページをお開きください。

政策5、施策2の内容説明の前に、青字で記載してありますのは「家庭教育力の向上」に関するものであります。この部分は、10月の議員全員協議会での説明資料では、施策3の「学び活かす生涯学習と多文化共生の推進」に記載をしてありましたが、この「家庭教育力の向上」を施策2の「地域全体で子どもを守り育てる環境整備」に変更記載をさせていただきたいと考えております。

変更の理由は、前期の総合計画では、家庭教育を生涯学習という大きな枠に位置づけておりまし

たが、近年の幼児虐待等や核家族化が進んでいる社会の状況を踏まえると、施策2の地域全体で子どもを守り育てる環境整備に位置づけるほうがより適切ではないかと考えたところでございます。

それでは、施策2の主な変更点を説明いたします。魅力・現状・課題について。

①は、3行目の「今後は、SNSが抱える課題やかかわり方等についての問題に対応するため」を加えてあります。次に②の後段のほうで、地域と学校の双方向の連携・協働を図る「地域学校協働活動」の充実を図る必要がある、としております。③は、少年自然の家は、せんだい宇宙館・寺山いこいの広場と連携し、青少年を育成する場となっていること。そして利用者のニーズに応じたプログラムの開発や専門性を有する指導者の養成を図る必要があることを新たに記載してあります。④は、行政・地域・学校などと連携、協力を図りながら、青少年を見守る活動を推進する、としてあります。

次のページになります。成果指標と目標値につきましては、上の3項目を削除し、新たに①家庭教育学級の参加者数について、現状よりもう少し参加者数をふやしたいと考えております。次に、②防犯パトロール・街頭補導の回数は、勤務日は毎日実施しており、現状を維持していくため250回としてあります。③は、少年自然の家における指導者養成事業・出張指導の参加者数を年間5,800人とし、現状値より上げてあります。④は、青少年育成会の活動回数、活動人数を現状とほぼ同じ130回、1万2,500人としております。施策の方向性では、①は、「地域全体で家庭教育を支える」と文言修正をしてあります。②は、地域の実情も踏まえ、青少年育成会活動を「今後も維持し」に変更してございます。

二つ下のコミュニティ・スクールは、61ページの施策1にも記載があることから、削除しております。その下、漁村留学制度により「留学生を募集し、豊かな自然の中で地域と留学生相互の教育効果の充実を図ります。」を加えてあります。

次のページです。④は少年愛護委員連絡会議と青少年問題協議会を加え、地域社会全体で青少年の育成に取り組むとしてあります。施策体系は、記載のとおりでございます。市民と行政の役割分担です。行政の部分で3番目の四角、学校運営協

議会を基盤とした「地域学校協働活動」の充実を推進します、としてあります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）この総合計画は目標であって、目指すべき方向性だろうと思うんで。この防犯パトロールについてなんですけど、まず市という文言が加わったこと、それから防犯パトロールを強化していきたいという旨が明記されているんですけど、現状の回数が250回なのに、将来的には250回では、なかなかのかなと思います。というのは、社会教育課のほうで週に1回程度回っていらっしゃいますよね。1カ月に1回だったかな。毎日だったっけ。

ごめんなさい、実績はそれでいいとして、ここの数値はやっぱ全体的に皆さん協力される方々の延べ日数も加えた目標にしたほうがいいような気がしますけど。というのは、前段で、地域、市、学校が協力して一体となってやっていこうということなんで。市民の方々の青色パトロール等にも協力をいただいているんで、それもせっかくであれば目標数値に入れて、全体で見ていきましようかというのをあらわしたほうがいいような気もするんですけど。

○社会教育課長（橋口公男）ただいま委員がおっしゃったとおり、地域のほうでも防犯パトロールをされているところがあります。この250回とお示ししてあるのは、少年愛護センターで行っているものは、通常の下校時にあわせたものは毎日やっております。それと別に、朝の登校時、あるいは第3土曜日とか、そういうパトロールをしております。中には、地域に設置してあります、少年愛護委員と一緒に夜間という夕方、各店とか公園とかっていうところをパトロールしているという現状もあって、そこが250回ということでございます。

地区コミ等でやっている防犯パトロールの回数もということでの御意見でありましたので、その部分については検討させていただきたいと思えます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はつきたと認めま

す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎） 地域の教育力の向上のところで、学校支援ボランティア事業の充実を図りますということであつたわけですが、このボランティアに参加していただいている方々から、自宅の近くの学校であればいいんだけど、かなり遠いところへ行くことがあると。その際に、せめて通勤分のガソリン代ぐらいの支給はしてもらえないかということがあったんですけども、かなりあれは負担になったりすることがあるということを言われまして。せめて日当をくれとは言わんけども、ガソリン代ぐらいは出してくれてもいいんじゃないかというような話がございましたけど、充実を図ろうとすると、そういったところも目を当てていかないと、参加する人が意欲をなくしてしまいそうな気がするんですけど。そのところどうなのでしょう。

○社会教育課長（橋口公男） 基本的には、できるだけ学校の要望に応じて、地区内からボランティアの方には学校のほうに行っていただくように、今はしております。その支援する業務の内容については、その地区内にいらっしゃらない場合は小学校区外からお願いすることもあります。今、言われた件につきましては、地区外については旅費相当を支給できればという御意見ですので、そこについては検討させていただきたいと思います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（徳永武次） 次に、中央図書館の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） それでは、議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○中央図書館長（山口 誠） 総務文教委員会資料の11ページをごらんください。

先日開催いたしました、令和元年「薩摩せん

だ図書館フェスタ」について、御報告いたします。主催は、市立中央図書館及び公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社で、開催日時が令和元年12月1日日曜日の9時から16時までで、開催場所は、中央図書館及び隣接の中央公民館で開催いたしました。当日の参加者は、内容に掲載のとおりで、各イベントの合計で、延べ参加者は837名でした。

主な内容としまして、本のリサイクル市には150名の来場がありまして、1,284冊を無償で提供したところであります。2のバルーンアートコーナーでは、少年自然の家から2名の職員に出向いていただき、準備したバルーン300個強を来館者に作成・配布していただきました。

4項目飛ばしまして、7の小学生ビブリオバトルですが、昨年度から取り組んでいるもので、今年度の発表者は、3学校から5名参加していただきました。みんな堂々とした立派なプレゼンをしてくださり、激しいバトルとなりました。発表後、発表者及び来場の観戦者で、「一番読みたくなった本」を投票、「チャンピオン本」を決定したところであります。なお、投票結果集計の時間がありましたので、指宿市を中心に県内で活動されている「あそびうたサークル・パステル」さんというところに来ていただきまして、歌いながらの手あそびや、絵本の紹介実演をしていただきまして、結果発表までの時間を、発表者と一緒に楽しんでいただいたところであります。投票の結果、チャンプ本は東郷学園義務教育学校の6年生沖洲君がプレゼンいたしました「昔話法廷Season2」というのが、最多票を獲得して、チャンプ本になったところであります。

当日は、天候に恵まれまして、少し肌寒い感じではありましたが、たくさんの市民に来場いただきました。写真は、左が「リサイクル市」の様子で、右が「小学生ビブリオバトル」の発表の様子でございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務について、質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、中央図書館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）予算に関する説明書の68ページをお開きください。

歳出についてです。10款教育費、5項社会教育費、6目少年自然の家費における補正予算額は、少年自然の家管理費209万2,000円を減額するものであります。内容は、説明に記載のとおり、委員等報酬であります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。説明書の28ページをお開きください。

18款寄附金、1項寄附金、8目教育費寄附金のうち、社会教育費寄附金100万円は、株式会社技研様から子どもたちの育成のために対しての寄附であります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）所管事務調査につきまして、資料の10ページをごらんください。

冬のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけものの挑戦」についての説明をいたします。

事業期間は、12月25日から27日までの2泊3日です。小学5年生から高校3年生まで、計50人が参加をいたします。25日は、自然の家から山田コミセンを経由しまして、鶴田ダム、神の湯キャンプ場のほうにまいります。鶴田ダムでは、洪水を防ぐシステムや発電のシステム等を学びます。26日は、神の湯キャンプ場からきららの里公園、そして紫尾山、北薩広域公園バンガローへと向かいます。紫尾山は、子どもたちは登山経験がございません。12キロの登山の経験をさせていただき、北薩地域の最高峰である1,067メートルの紫尾山へ登ります。紫尾山に登りますと、薩摩川内市・甑島・霧島・桜島などを見ることができます。そのことを体感させたいと考えております。

最終日27日は、北薩公園から南瀬公民館、南瀬地区コミセン、平佐東小を経て少年自然の家に帰ってくる、全行程111キロとなっております。今回で15回目の冬のアドベンチャーとなります。安全第一に事業を進めてまいります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）このぼっけものの旅ですけれど、安全にいろいろ手だてをされているのは十分わかっているんで、それを踏まえてなんですが、紫尾山に上がられるときに、防災無線で案内があるのは理解しているんです。いつも思っていたんですが、猟友会と連携をとっていただいているのかなと思って、そこはちょっと、多分とっていらっしゃると思うんですが。あそこはちょうど阿久根からも入ってこられるし、どちらからも入ってこられるんで、やられたとは思いますが、また猟友会としっかりと協力体制をつくっていただければより安全かなと思っているところでございます。何かありましたら。

○少年自然の家所長（池田尚人）委員のほうからの御質問にお答えします。猟友会のほうにも文書を出しまして、このぼっけものの旅で紫尾山のほうに入る日時、そのほかコース、その他については連絡をしております。また、南日本新聞社、さつま町のほうにも連絡をしております。昨年は、南日本新聞社のほうで猟友会の皆様にこのようにして入りますということで、記事にも掲載を

していただいた次第です。安全に十分気をつけて、事業の運営をまいります。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、少年自然の家を終わります。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第127号から議案第129号までについて

○委員長（徳永武次）まず、議案第127号から議案第129号までの議案3件を一括議題とします。

これらの議案3件については、いずれも情報化に対応した教育環境を整備するため、財産を取得しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、一件ごとに討論・採決を行います。

それでは当局に補足説明を求めます。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）議案つづりその1、127-1ページをお開きください。

取得する財産は教育用コンピュータ、数量はコンピュータ346台及びその周辺機器で、主に平成24年度に購入したもので、このたび、更新したいとするものです。取得価格、取得の相手方は、記載のとおりです。裏面に、学校ごとの台数を記載しております。

続きまして、議案等128号。128-1ページをお開きください。

取得する財産は普通教室用パソコン、数量はパソコン120台及びその周辺機器で、平成21年度に文科省の補助事業で一括購入したもので、一昨年度から、学年を分けて更新してきました。取得価格、取得の相手方は、記載のとおりです。裏面に、学校ごとの台数を記載しております。

続きまして、議案等129号。129-1ページをお願いいたします。

取得する財産は校務用パソコン、数量はパソコン211台及びその周辺機器で、主に平成25年度に導入したもので、このたび更新したいとするものです。取得価格、取得の相手方は、記載のとおりです。裏面に、学校ごとの台数を記載しております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）校務用パソコンについては、業務で使われるものだと思うんですが、教育用パソコン、普通教室のパソコンというのは、どのぐらいの利用時間になっているのか、参考に教えていただければ。

○教育部長（宮里敏郎）まず教育用コンピュータについては、パソコン室で使っていますので、多い学校は40台、少ないところ、複式のところは10台程度の整備になるんですけども、それぞれ学校のパソコンの授業の中でパソコン室に赴いて、実際、操作をして、パソコンの研修、授業をしているということで、授業時数については後ほど、また報告させたいと思います。普通教室用のコンピュータについても、それぞれの普通教室392の教室にそれぞれ整備をしております。今年度で一旦更新が終わるわけですけども、これについては学校の先生たちが教材等をそのパソコンからそれぞれの教室に整備しております大型のテレビ画面に映して、必要に応じて授業で活用しているという状況でございます。

○学校教育課長（村上勝美）パソコンの利用については、時間としては特にこちらのほうでも把握していないところでございます。

○委員（井上勝博）子どもたちのパソコン教室におけるパソコンの利用が授業の中でどのように組み込まれて、どの程度使われているかということについては、今まで聞いたことがなかったんで聞いてみたわけですけど、やはりそれは把握しておく必要があるんじゃないかなと思うんです。やっぱり、そんなに必要なかどうかということも含めて、把握しておく必要があるんじゃないかなと思いますので、次回ぐらいはまた報告をお願いしたいなと思います。

○学校教育課長（村上勝美） その時間数としては把握しておりませんが、例えば、そのパソコンでZ!Stream、いわゆる教育利用として教育に役立つデータの活用回数としては、累計で7,794回というふうに把握しております。

○委員（井上勝博） 授業でパソコンの授業をするということで、具体的に何学年は何時間ぐらいというふうに決まってないわけですか、そういうものはないわけですか。

○学校教育課長（村上勝美） 具体的に、実際に使用することにつきましては、ICT活用ということで、例えば、その技術科の授業であれば、その指導時間というのは決まっておりますけども、ほかは、例えば算数でパソコンを使って、よりよく理解をさせるために活用するという分については、それぞれの教員の工夫であったり、学校の取り組みであったり、できるだけ活用するふうに取り組んでいるところでございます。明確な基準というのは、特に決まっております。

○委員（杉藺道朗） それぞれ児童生徒の方々は、かなり習熟度も上がっているのかなというふうに思うんですけども、これはやっぱり個人差ですから、こういうIT機器が苦手な子もいるのじゃないかなと思ったりもしますけれども、そこあたりの状況というのはどうなのでしょう。格差なく、大体平準化で皆さん、それぞれ操作ができて、理解ができているものなのか、その状況をちょっと教えてください。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） 実際に、議員御指摘のとおり、得手不得手というのはございますけれども、少なくともここまではできるという分、基本的なパソコンの立ち上げ、操作、それから検索と、そういった最低条件については全員ができるように指導しているところでございます。

○委員（杉藺道朗） わかりました。友達同士で、場合によってはちょっと教え合ったりとか、そういう部分も補って、しっかり大体一つのレベル以上はできているということで理解してよろしいですね。

○委員（瀬尾和敬） 私どもがパソコンを購入するときは、より安く、より性能のいいものをというふうに心がけて購入するわけですが、これをざっと見ると、大体25万円かそこら、1台当たり

かかっている計算ですよ。どんなすばらしいパソコンを購入しようとしているのかなど。私どもの目指すものよりも倍ぐらいの値段のような気がするんですが、この周辺機器とかもいろいろあるでしょうけれども、そういうところの概略を教えてくださいたいと思います。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） グループ長に答弁させます。

○教育施設グループ長（武田牧人） まず、教育用コンピュータの関係ですけども、パソコン本体自体は大体34万6,000円ぐらいになります。それに加えて、無線LANの工事とか、カラーレーザープリンター、そういったものが入っております、そういった周辺機器のほうを整備してあります。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） 性能については、私は余り詳しくないんですが、とりあえず今あるパソコンの仕様といたしましては、Windows10で、それからインテル、コアが1-5、それからメインメモリが8ギガバイト、ハードディスクドライブが500ギガバイト、今、役所の職員が使っているパソコンよりも若干は性能は落ちますけれども、普通家庭用というか、学習教材用に支障のないところのようなパソコンであります。

○委員長（徳永武次） グループ長、1台単価でいいですよ。

○教育施設グループ長（武田牧人） 失礼しました。スペックは今、課長が申したとおりでございます、1台当たりの単価が25万1,000円ぐらいになっております。

○委員（瀬尾和敬） 25万円にしても、私どもの目指すものの倍ぐらいするんですが。通常、そういう値段で購入されるんですか。ちょっと我々の感覚からすると高い気がするんですが、どんなもんですか。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） 今の経費につきましては、今度、セットアップの経費とか、それから学校にリニューアルするときに、とりあえず職員が入って行って、学校内でつないでいくLAN工事とか、そういう一切切の人件費等も入っておりますので、若干、1台当たりの単価はそれに含まれておりますので、そのパソコン1台の単価だけではございません。

○教育施設グループ長（武田牧人） たびたび申しわけありません。普通教室用のコンピュータ自体、本体自体は16万8,000円ほどになっていまして、あと先ほど申しあげましたメモリとか、そういったものが含まれての金額でございます。失礼いたしました。

○委員（瀬尾和敬） 今の16万8,000円というので、ある程度、わかりました。納得いきました。さっき、34万円と言われたから、これは何じゃいと思ったんですが。これをもとにして、子どもたちがこういうコンピュータに触れる機会、触れる能力というのがどんどん高まっていくことを期待したいと思います。

○委員（川添公貴） 今度、導入予定は、新しいやつはWindows 10ということなんで、入れかえということで、その破棄される分についてはどのような仕様だったのかということをお願いしたいのと、ついでですので、この前、政府の発表で、一人1台配備をしたいというような発表があったんですが、それらを踏まえて、今後の計画の一部として今回、この議案が出たのかなと思うんですけど、そこら辺はどう考えていらっしゃるのかということ。とりあえず、2点です。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） まず情報機器の破棄等における、そのセキュリティの確保、これについては従来どおり、私どもはハードディスクの破砕ということで、国からも通達がきておりまして、完了までの立ち会いとか、そういうものを求められております。これからこれまでも、ハードディスクの破砕については立ち会っておりますが、より一層、そういうセキュリティの確保については努めていきたいと考えております。

○教育部長（宮里敏郎） パソコンの整備状況ですけども、国のほうは一人1台といっております、県は確か3.3人ぐらいで1台という新聞報道があったと記憶しておりますけども、本市の場合に、パソコン室の分が子ども一人一人というところに該当すると思うんですが、全体では1,440台、今整備をしておりまして、これを児童生徒数で割ると、今の段階では約5.5人ぐらいに1台という整備の状況でございます。これをまだまだ導入率を上げて、一人に1台というところを目指さないといけないというふうには思っ

ていますけども、何せ金額的にも相当かかるものでございますので、国からの財政措置というのであれば、導入はしやすいと思っておりますけども、その辺の動向も見ながら、ちょっとこの導入については検討してみたいというふうに思っております。

○委員（川添公貴） 入れかえる、破棄する分について、OSは何が入っていたのって最初に聞いたと思うんですけど。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） Windows 7です。

○委員（川添公貴） Windows 7は、Windows 10に無償でグレードアップができた時期があったんです。そのときのパソコンが、じゃあメモリが幾らだったのか、ハードディスクが幾らだったのか。何で聞くかという、毎回この議案が上がってくると、ソフトの入れかえをすれば、この10分の1もかからないので、いつもこの質問をさせていただくんですけど、官僚的考え方なんです。これが使えなくなったら、また新しい機材を買う。我々はいかにして安いお金でやるかっていうと、ソフトの入れかえをするだけですよ。だからメモリが8ギガバイトですか。今、15万幾らだせば、先ほど1,000円のほうがありましたけど、15万幾ら出すと、もうメモリじゃなくてハードはテラの世界ですもんね。テラの分がついて、それぐらいの、まだおつりがくるんですけど、だからその廃棄される分がどういう性能であって、こういう性能に切りかえるのか、そこをまず教えてもらえませんか。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） とりあえず、今度入れるWindows 10の容量と、それから前のWindows 7、今おっしゃったような、例えばグレードアップというのをした場合よりは、今度はこれからの、例えばいろんなソフトを入れたりとか、仕様の幅を広げるときに、グレードアップするよりもWindows 10のほうが性能的にいいという比較は、詳しくはよくわからないんですが――した結果、こちらを購入するほうが機器を入れかえてするよりは、経費的な面でいくのと、それから実はこの備品を購入するに当たっては、電源交付金を充てております。この交付金は、非常に有利な財源で、相対的な経費の一般財源の持ち出し等も極めて少なく済むことと、

またこれから先に、何年もかけてこのパソコンを使っていく、そういったことをトータル的に考えると、買いかえたほうが経費的とかそういう部分でも有効であるという結論に達したので、しました。

○委員（川添公貴）丁寧に回答いただきまして、どうもありがとうございます。ほとんどが間違っています。まず、多分Windows 7のときは、メモリは4ギガバイトだったと思います。ハードディスクが250、もしくは500だったと思います。変わらないんです、ハードディスク、メモリとも。Windows 10は8ギガバイトあったとき動きやすいというだけであって、4ギガバイトのときはなかなか動きにくいというのはあるんですけど、それはもうメモリを増設すればいいだけの話で、それだけのことです。

入れかえるよりは、機器を取りかえたほうが有効に使えるというのは間違いです。機械自体というのは単なる機械なんで、ソフトが動かすんであって。だから今答えられたのは間違いだと思います。ソフトを入れかえたほうがよっぽど安い。その分、新しいソフトを買って、入れたほうがよっぽど安いと思います。毎回、電源交付金だから構わないなんていうのがおかしいと思います。いかに節約して、使って、いいやつを提供するかという観点で、いつも私はソフトの入れかえをしたほうがいいんじゃないのと、いつもこの議案が上がってくると言うんですけど。だから、長期的に見ようが何しようが、その使用頻度からいくと、入れかえたほうが私はいいと思います。

ただ単に、その作業が面倒だから、新しいのを買って入れるという答弁をいただいたほうが、そのほうが正直でまともだと思います。結構、入れかえるんですよ、ソフトを入れかえたり、パソコンを買ったりするんで、言っても仕方ないですけど。願うところは子どもたちがこのパソコンを使って習熟度を上げていただいて、コンピュータになれていただくということです。統計的に、この前テレビでもやっていたんですけど、このパソコンを使った授業、国語、算数等々の授業でいくと、子どもたちの学習能力が若干上がったという評価が出ていますので、今、先ほど時間の質問もありましたけど、有効に活用していただければと考える次第でございます。

○委員長（徳永武次）委員長からちょっとお願いをします。今の質疑に対しての答弁がちょっと不明快な面もございますし、ちょっと休憩いたしまして、答弁の整理をしていただきたいと思います。

ここで、休憩します。

再開は、おおむね11時とします。

~~~~~

午前10時45分休憩

~~~~~

午前10時59分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局の答弁をお願いいたします。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）先ほどのパソコンの更新分について、川添委員の質問にお答えいたします。

まず、基本的にこの導入に際し、新規で購入する場合とバージョンアップ、ソフトの1台1台の入れかえ等について検討はいたしました。見積もりをとりました。その見積もりをとって、1台1台バージョンアップのためにソフトの入れかえをする場合の人件費、そういったもの等と比較して、いけば数年後の将来的なパソコンの仕様、そうしたもの等も比較した結果、更新するほうが基本的にパソコン自体も耐用年数等もございますので、更新したほうが効果的であるという判断で、このたび更新するような形で御提案申し上げるところでございます。

○委員（落口久光）済いません、ちょっと関連して。パソコンのスペックの件は個人的には理解しているつもりなんですが、多分同じようなことを言いますけど、気になったのはやっぱりお金の話なんです。交付金だから、ある程度高いのでも買えればいいっていうところがあるんだろうなと思いつつ、でも一番目指すべきは少しでも安く、多分、半値ぐらいでまだ買えるはずなので。半値プラスアルファで10万円ちょっと超えるぐらいで多分、ソフト込みで買えるはずなんです。学校で使うぐらいの内容のやつだったら。余った分で、本当は教職員の方々の、本当の意味での働き方改革に寄与できるような機材とか、ソフトですね、アプリケーションとかを買って、もっと学校の教

育が充実するような方向にお金を使ってほしいと思うんですけど、そういう検討というのはされないのでしょうか。どうなんでしょうか。

○**教育部長（宮里敏郎）** パソコンの購入については、今、課長が説明したとおりでございます。いずれにしても、我々としては電源交付金といっても一般財源ということになりますので、少しでも安くなるようにということで仕様を決めて、入札をした結果がこういう金額になったということでございます。今後、またこのパソコンについては、当面、また5年後とかには更新の時期がやってきますので、そのときには再度、購入がいいのか、リースがいいのか、あるいは附属する部品をどこまで変えたほうがいいのかということについては十分検討しながら、今、落口委員が言われたように財源を少しでも節約して、いろんな働き方改革とか、そういうのに少しでも回せるように研究していきたいと思います。

○**委員（落口久光）** ぜひ、調査・研究いただいて、いつするかわからないけども、近いうちにこの点の質問とかもさせていただいて、その調査・研究内容に対して明確な答弁をいただくようにしますので、早い段階で結論を出せるようにお願いいたします。

○**委員（井上勝博）** 先ほど、Z！Streamというシステムなんだろうかね、活用回数が7,794回という話でしたが、これは期間はどのくらいの期間なのか。そして、この学校数は全学校ということなのか。まずそれをお聞きしたいんですけど。

○**学校教育課長（村上勝美）** これについては、先ほど申しました回数については、平成30年度のデータでございます。活用状況につきましては、全学校で活用されております。

○**委員（井上勝博）** それと、ITソリューションから購入するわけですね、三つの議案とも。それで、ITソリューションという大分聞きなれた言葉になってしまって、入札する競争会社というのは、あと何社ぐらい、具体的にはどういう会社があるのか。そして、ITソリューションが安いからということであるんでしょうけれども、しかしずっとそういう状態で、一つの企業からが多いというのは、少し市民から見たらどうなのかなという思いがあるわけですが、それはどうなん

しょうか。

○**学校教育課長（村上勝美）** 基本的には、市の契約規則等に沿って入札を執行いたしました。いわゆる業者の絞り込みに対しては、市の入札の資格者名簿に登録があり、それから市の学校、関連施設にコンピュータ等の保守、それから導入等の実績がある中で、本市が求めるコンピュータ等の仕様について、その内容について、その機器等の証明をし、書類を提出した業者——これは最終的には9社ございましたが、を指名し、入札をしたということでございます。その結果でございます。

○**委員（井上勝博）** 9社が今回、入札されたということですか。わかりました。そういう、結構競争はきちんとされているわけですが、圧倒的にITソリューションが常に勝っているという現象です。やっぱりその9社の方々、毎回ITソリューションになるのに参加されるわけですよね。だから、ちょっと\_\_\_\_と言ったら、これはもう発言がまずいんですけど、今の取り消しますけれども。しかし、ずっとITソリューションというのも、やっぱりいかなものかと考えるわけですが、全く不思議でも何でもない、ITソリューションが圧倒的に強い。安くできる会社なんだということなんです、断言できるんですか。

○**教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 入札の結果ですので、回答というか、それ以上は申し上げられません。

○**委員長（徳永武次）** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○**議員（森満 晃）** 先ほどハードディスクの破砕について立ち会いをされているということなんです、これはきちんと複数人でやったかどうか、あるいは画像だとかそういう記録だとか、そういうのをきちんとされているのかなという、その部分についてです。

○**教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** 当課の職員が現場に立ち会って、その破砕については確認をしております。最終的に結果についても、その業者から実績の報告をさせてお

ります。

○委員長（徳永武次）ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

まず、議案第127号財産の取得について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第128号財産の取得について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第129号財産の取得について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## △議案第142号 令和元年度薩摩川内市 一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） 予算に関する説明書の64ページをお開きください。

歳出から御説明申し上げます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の減額補正は事項事務局管理費で、主に、学校司書補業務の職員の人事異動による人件費の調整や、職員時間外勤務手当の増額、学校ごみ収集業務委託の入札執行残による減額などでございます。次に、3目教育振興費の減額補正は、事項教育育成費では、離島高校生修学支援費の支給対象者確定による減額です。事項漁村留学制度事業費はウミネコ留学生が、今年度11名から9名に減員したことによる諸経費等の減額です。

次に、65ページをお開きください。

2項小学校費、1目小学校管理費の増額補正は、事項小学校管理費で、主に人事異動に伴う学校用務嘱託員の報酬等、人件費の調整、小学校管理に係る浄化槽・消防設備等諸委託業務の実績見込みによる減額のほか、1法人からの寄附による備品購入費の増額をお願いするものです。2目小学校教育振興費の増額補正は、事項小学校扶助費で、主にスクールバス等の入札執行残に伴う減額と、就学援助者の増加や、就学援助費のうち新入学用品費の国の基準単価が増額されたこと、4月のスクールバス入札執行に当たり、予算に不足が生じ、扶助費から流用したことから、あわせて補正をお願いするものです。

次に、66ページをお開きください。

3項中学校費、1目中学校管理費の減額補正は、事項中学校管理費で人事異動に伴う学校用務嘱託員の報酬等人件費の調整のほか、光熱水費としては、消費税率の増並びに電気料金等の不足が見込まれることなどから増額をお願いするものです。2目中学校教育振興費の増額補正は、事項中学校扶助費で、小学校教育振興費のところで、御説明したとおり、スクールバスの入札執行残、それから就学援助対象者の増加、新入学用品費の国基準単価の増額並びに4月のスクールバス委託料の流

用により補正をお願いするものです。

次に、67ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費の減額補正は、人事異動に伴う幼稚園教諭業務嘱託員の報酬等 person 費の調整によるものと、里幼稚園のエアコンが修理不能となったため、新たにエアコンを購入設置しようとするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。説明書の22ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費補助金の減額補正は、6節教育総務費補助金で、離島高校生修学支援費補助金で、補助対象者の実績減に伴う減額であります。16款県支出金、2項県補助金、8目教育費補助金の減額は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、ウミネコ留学生の減員に伴う減額です。

次に、27ページをお願いいたします。

17款財産収入、2項財産売却収入、2目物品売却収入の増額補正は閉校した学校のピアノのうち、不要となったものを売却したものであります。

次に、28ページをお願いいたします。

18款寄附金、1項寄附金、8目教育費寄附金の増額補正のうち教育総務課分は、小学校費寄附金は小学校管理費で説明しました1法人からによるもので、教育総務費寄附金は1個人からの寄附によるものであります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。説明書の8ページをお願いいたします。

当課分は、小学校及び中学校スクールバス運行事業であります。期間は令和元年度から令和2年度までであります。理由としては、近年、バス運行会社がドライバーの確保に厳しい現状にありますことや、保護者とのバスの待合場所、運行ルートの調整など、バス事業者が入念な準備を行う一定の期間を要することから債務負担行為を設定し、令和2年4月からの児童生徒の安全な運行業務を図るためお願いするものであります。

**○学校教育課長（村上勝美）** 予算に関する説明書の69ページをお開きください。

10款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費、共済料につきましては、職員の給与料の補正の増額をお願いするものでございます。修繕料につきましては、給食施設の維持管理について

増額補正をお願いするものでございます。

次に、20ページをお開きください。歳入についてでございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料の3節幼稚園使用料につきましては、実績見込み減によります減額補正でございます。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** 扶助費について、今御説明いただいたんですけど、スクールバスの執行残と扶助費の伸びとということなんで、これは小学校費と中学校費に分けて説明をいただけませんか。執行残が幾らだったのか、それとも扶助費が幾らだったのか。

あわせて言いますけど、その扶助費が、国の査定額が変わったということなんで、どこがどう変わったのかという点と、人数はどれぐらいふえたのかという点、そこをお願いします。

**○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）** グループ長に答弁させます。

**○就学支援グループ長（菊池克彦）** 小学校スクールバスの運行事業費の執行残につきましては、158万円です。それから中学校スクールバス運行事業費の執行残につきましては、101万9,000円でございます。それから、扶助費の単価改正に伴う分につきましては、新入学用品の単価の改正がございまして、小学校の扶助費のほうは4万600円から5万600円に、それから中学校扶助費の新入学用品のほうは4万7,400円から5万7,400円でございます。

それから人数につきましては、小学校のほうは当初は新入学用品144名でございます。同じく144名です。中学校のほうにつきましても、当初164名を見込んでおりました。同じく164名でございます。単価の改正が1万円上がったということでございます。

**○委員（杉蘭道朗）** 給食センターの修繕料が332万円とか、大きい金額なんですけど、具体的にはどういうものなのか、中身について教えてください。

**○学校教育課長（村上勝美）** 主幹が答えます。

**○主幹（北野修身）** 332万円につきましては、当初予算の中でプレハブ冷蔵庫の改修を予定して

おりましたが、ほかの備品が壊れまして、それに緊急を要するものでしたので、そちらのほうで執行させていただいた関係で、プレハブ冷蔵庫の修繕の予算をまた復元する形での332万2,000円を要求するものでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）委員会資料の1ページをお開きください。現在、策定を進めております教育振興基本計画について、御説明、御報告申し上げます。

現行計画が今年度末で終わりますことから、現在、次年度から6年度までの2期、前期計画として位置づける計画を策定中でございます。今後は、スケジュールといたしましては、12月16日から1月間パブリックコメントを行い、3月の教育委員会におきまして審議、議決をいただく予定としております。

2ページをごらんください。総合計画を上位計画に位置づけ、目指す教育の姿として「ふるさとを愛し 心豊かにたくましく生きる 薩摩川内のひとづくり」を基本目標に、施策の方向として、四角囲みの中ですが、四つの施策目標のもと、矢印のところで、それぞれに施策方向性を位置づけております。

3ページをお開きください。それぞれ四つの大きな施策目標と各施策を実現するための主な事業概要でございます。大きな1「未来をたくましく生きる力を育む教育の推進」の「1、小中一貫教育の充実」では、全中学校区における小中一貫教育の充実を初め、実現するためのそれぞれの4事業を定めたところです。「2、知徳体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進」では、確かな学

力の育成を初め、10項目の事業を定め、4ページをお願いいたします。「3、教育環境の充実」では、学校等の再編を初め、4項目の事業をそれぞれ定めたところです。

次に、大きな2の「地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進」では、「1、家庭の教育力の向上」から「5、少年自然の家」における青少年教育、生涯学習の充実まで五つの施策の方向性とそれぞれの事業を定めたところです。

5ページをお願いいたします。大きな3「生涯学習の充実をめざす環境づくりの推進」では、1、生涯学習の展開、2、図書館機能の充実と読書活動の推進、3、生涯学習を進めるコーディネート機能の充実の三つの施策の方向性と主な事業を。大きな4「誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用」では、1、文化財等の保存・継承・活用、2、文化財愛護意識の高揚、3、文化財の総合的な保存・活用、4、文化活動の推進の四つの施策の方向性と主な事業を定めたところであります。目標の実現に向けては、家庭・学校・地域社会及び市がそれぞれ役割を果たせるよう、連携して取り組んでいくこととしております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がございましたが、これを含めて所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）一般質問でも取り上げた不登校についてなんですが、病気や経済的理由は不登校から除くとなっているわけですが、大体40人という、そういう答弁でありましたけれども、これは病気、経済的理由で、それぞれ何人ぐらいずつというのは把握されていますか。

○学校教育課長（村上勝美）これにつきましては、理由として複数回答というふうな形でしてありますけれども、病気と答えている分が27人、そして経済的な理由も含めて家庭の状況と答えている分が25人というふうに報告を受けております。

○委員（井上勝博）病気というのが、例えば学校に行くときにおなか痛くなるとかというのも病気に数えるんですか。

○学校教育課長（村上勝美）そこは各学校で判断していると思いますけれども、腹痛がひどく続く場合もありますし、細かい理由については、それぞれの状況で学校が判断する中身になっており

ます。

○委員（井上勝博）そうすると、病気ということで、不登校ではないというふうに学校側の判断に任せているということになるんですか。

○学校教育課長（村上勝美）基本的には、子どもの状況と直接接している学校に判断していただいて、その報告をもらっているところでございます。

○委員（井上勝博）それ以外は、25人というのは、これはどう理解したらいいんですか。経済的理由というのがどうもよくわからない。昔だったら、子どもまで働かせるというのがあったかもしれないんですけど、そういうことじゃないだろうなと。やっぱり、経済的理由で学校に通えない子がいないように、就学援助制度とか、いろんな制度があるわけですね、場合によっては生活保護を受けるとか。そうやってとにかく学校に、義務教育ですから経済的理由でいけなくなるということの理解がなかなかできない。もうちょっと詳しく説明いただけますか。

○学校教育課長（村上勝美）具体的には、その不登校以外の理由の項目について細かく調査したものではございません。不登校に関する調査の中で、家庭環境に起因するものということで、経済的なものも含めてしているので、具体的にその中でどれだけの数がということまでは、済みません、細かい把握ができていないところでございます。

○委員（井上勝博）家庭環境のために不登校になるという場合に、それを不登校扱いにしないということ自身が、ちょっとなかなか理解が難しいところなんですけど、もう一つお尋ねしたいんですけど、スマイルルームに約40人ぐらい、小中学生であったと思うんですけど、これは登録された数と、実際スマイルルームの場合は、通学というのかわからないですけど、常時8人ぐらいという話でしたよね。スマイルルームに通う子どもたちは、不登校とは言わないというふうに親の方から聞いたんですけども、それは登録者ですか、それとも通スマイルルーム者ですか。その辺がどうなんですか。

○学校教育課長（村上勝美）実際にカウントとしましては、スマイルルームに行った日を出席日数というふうに数えております。ですから、簡

単に言いますと、通知表なんかには出席と、何日スマイルルームへ行ったというふうな形で連絡をしているところでございます。

○委員（井上勝博）スマイルルームというのは、学校の一つの施設というふうな考え方なんですか。

○学校教育課長（村上勝美）登校日数とカウントするかどうかということについては、基本的には校長がそれぞれの学校の教育内容と、あるいはそのスマイルルームでどんな勉強をしたかということ等を勘案して判断するというふうになっております。

○委員（井上勝博）しかし、保護者の方から聞いたら、スマイルルームに通っている人は不登校ではないというふうにされているというふうに聞いたもんですから、校長の判断でスマイルルームに通っているけれども不登校扱いしている学校もあるということになるのかなと思うんですが。私が言いたいことは、不登校というのが、薩摩川内市では全国平均との関係で言うと半分だというふうにおっしゃっていたんですけど、成川議員も本会議でおっしゃっていたように、ギャップがあるんじゃないかと。

今、お聞きしたところ、この病気、経済的理由というのは、結構たくさんいらっしゃるということや、スマイルルームについての考え方もどうなのかということも考えると、どうも平均と同じような感じになってくるんです。それはやっぱり、もう薩摩川内市はうまくいっているんだなというふうに、私なんかはそういう印象を受けてたもんだから、実際はそうでもないんじゃないかと。子どもたちが、やっぱり学校が居づらいとか、何か不登校の要因ってさまざまだと思うんです。いじめもあるかもしれないし、先生との関係があるかもしれないし、いろんな要因というのがあると思うんです。部活動との関係もあるかもしれないし。

それは子どもたちが、いわば大人の社会に対して自分たちが不登校、行きづらくなっているんだよということを発信しているシグナルだというふうに考えれば、やっぱりきちんとした不登校の把握というのは、内訳も含めて、こういった方々は不登校で、そのほかに病気でこういう人がいるけれども、細かくそういうことも精神的な病気かもしれない。実際、けがをして入院している子どもなのかもしれない。それはわからないわけです、

このままだと。だから、そういうことをきちんと把握していくということは大事なことなんじゃないかなというふうに思うんですが、それはいかがなんでしょうか。

**○学校教育課長（村上勝美）** 委員御指摘のとおり、やはりこの不登校の問題につきましても、いじめと同じようにしっかりと欠席の様子を見ながら、その実際の状況を確認して、その実態をしっかり把握した上で、また対応していくことが大切だと思います。また今後、これまで同様にしっかりと確認をしていきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** これまでどおりの報告は、全国平均を半分に下回っているという報告だったわけですね。もっと細かく、子どもたち、それからその親にしてみれば、非常に苦しい思いをしたりする方もいらっしゃる。だからそういった方々が苦しい思いをしないように、休む権利もあるんだよということを本会議で、文科省もちゃんと法令で決めているんですよということを紹介したわけですが、やっぱりそういう点では不登校の扱いについては、ちょっと見直しが必要だというふうに私は思うんですが、それはいかがですか。

**○学校教育課長（村上勝美）** 濟いませ。先ほど御指摘がありましたように、言葉の中でこれまで同様という言葉がちょっとあれだと思います。さらに一つ一つの事案についても、学校の状況を確認しながら、こちらも適切に把握していきたいと思っております。

**○委員（川添公貴）** 教育振興基本計画について伺いたいと思いますけど、この中で、4ページの3番、教育環境の充実ということで、学校等の再編というのがうたわれているんですけど、前教育長は学校再編については、これでひと段落したというふうなことを述べられていたんですが、あえて掲載してあるということは、今後も学校再編があるのかどうか、それがちょっと気になったんで1点です。

それから、5ページの誇りと愛着のある地域文化の保存、継承、活用についてですが、これはさまざまなのをうたっているんですけど、この中に継承者の育成とかっていうのを入れられるのかどうか。というのは、伝統芸能等について、もう高齢化が進んだり、人が減ったりして、継承してい

く方々が減ってきているんです。だからそこにも力を入れてもらいたいと思っているんで、この中に継承者の育成とか、支援とかっていう文言を入れられないもんかどうか、この2点をお伺いしたいと思います。

**○教育部長（宮里敏郎）** 学校の再編については、確かにひと段落している状況ではございますけども、またこの計画の中に入れてあるのは、甌の中学校の再編がまだ残っております。来年以降の計画の中に入れ込まないといけなかったのも、再編の言葉がそのまま残っているということと、今の段階で、第2次の方針の中では一旦は整備が済んでいますけども、その中に今後、小規模の学校については児童数の減少の状況、あるいは地域からの要望等によって再編については検討していくというふうに文言を入れておりますので、場合によってはそういう形で再編の検討をする場合があるということを含めて、今回、振興計画の中には入れさせていただいております。

それから、地域の文化の継承のことにつきましても、地域文化の継承、発展ということで、保存会の方の活動の充実についてはこれも当然、重要なことだと思っておりますので、そのことについても地域総がかりで検証に取り組んでいけるよう、支援していきたいというようなことを盛り込んでいるところです。

**○委員（川添公貴）** 身近に伝承する方、例えば保存会等の会員の方が減ってきているということがあるんで、明確に、それとか地域の今まで壮年とか青年の人が踊っていたのが、もう無理になって、小学生から上までというような形でやっているんで、そこら辺も力を入れてやるような文言をうたっていただければ、より一層、検証ができるのかなと思ったんで、変更がきくのであれば、検討をお願いしたいと思います。

それから1点。先ほどの不登校について、いろいろ答弁をされたんですけど、文科省の指針がしっかりと示されていますよね。心理的、情緒的、身体的、これを不登校の定義としているわけであって、その定義の範囲内で不登校がある。それに対しては身近で私もあるんですが、学校長を初めとして対処しているわけなんで、そこら辺をきちんと説明しないと、定義等がわかっていない中で言われると、全体数がだんだん膨らんでくるよう

に感じるんで、実際、我が薩摩川内市は不登校の数が減ってきているのは事実なんで、これは身体的、いろんな形、そういうのがあるんで、そこをしっかりと答弁されるべきだと思います。

一番、不登校で心配しているのが、身体的、暴力的、いじめとかです。そういうのが私は不登校だと思っているんで、病欠とかそういうのはリカバリーがきくんで、その指導をしっかりとしていくべきだろうと思うんで、今、されているとは思いますが、学校に合わないとか、そういう非行的な問題で出席しない、それから昼夜逆転になっている、これが一番大きいんです。それで不登校になっている。行きたくないとかじゃなくて、もうゲーム依存症で完全に昼夜が逆転してしまって、学校に来られないというのがあるんで、そこは今、全部把握していらっしゃると思うんで、そういうのが何パーセントぐらいあって、どういう対応をされているというのがあれば、皆さんわかりやすいと思います。ぜひあれば、そういう形で説明されたほうがいいのかなとは思いますが。

私のところの知った子が、もう行かせようとしても完全に昼夜が逆転して学校に行かないじゃなくて、行けない。それを直すために努力をしましたが、結局直りませんでした。だからそういう御苦労はわかっているんで、そこら辺をしっかりと説明していただくことによって、不登校の定義が見えてくると思います。あわせて、そこら辺が何パーセントぐらいあるのかと、指導方法をどうされているのかだけ教えていただければ結構だと思います。

**○学校教育課長（村上勝美）** まず先ほどありました不登校の定義になりますが、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものというふうな形で上げています。その不登校の理由として、特に多いのが不安など、情緒的な混乱、それから無気力というのが特に上がってきているところでございます。その他に、複数回答の中で出てくるのが、学業不振、進路不安とか、そういういったものでございます。

**○委員（瀬尾和敬）** 先ほど、川添委員のほうから学校再編について、もう既に片がついたのにと

言われましたが、実は片がついていないのが私の住んでいる祁答院なんです。ところが、最近、祁答院でも様子が少し変わってまいりました。というのが、東郷学園義務教育学校を実際見て、子どもたちの躍動感とかそういうのを見た、これまで比較的再編に反対していた人たちの中にも、やはりこれは再編をしたほうがいいんじゃないのかという雰囲気が徐々に芽生えてきております。これは正直に申し上げますが。そういうことから、この再編については、できるだけ速やかに手を打っていただければありがたいなと思うんです。この方針と書いてありますけど、方針を決めて、それからかかるんですか。それともある程度スピードを上げてかかれるんですか、こういう方針を作成して、再編の動きを促進するようなことは。

**○教育部長（宮里敏郎）** この方針については、3月までにつくり上げていけば、おおむねここに挙げた、特に今後5年間の取り組みについてはこういうスタンスで行きますよというのが、もう来年4月からこういう考えで行くことになりますけれども、特に今言われた学校等の再編についても、小学校においては児童減少等により地域、保護者等からの意見、要望等があれば再編について検討していきますということもきちんとうたっております。

ですので、例えば祁答院地域の小学校で再編についての検討をしたいということであれば、もう我々今すぐにでも説明に行って、どういう状況になりますよとか、例えば登校については、スクールバスで支援ができますとか、そういうようなことの意見交換は十分できる体制になっておりますので、それはもう地域からの申し出により対応していきたい、すぐにでも対応していきたいとは思っております。

**○委員（瀬尾和敬）** 年が明ければ、再編問題について、教育委員会の方々の説明があるというふうに聞いていたんですが、それは全然違うわけですね。

**○教育部長（宮里敏郎）** まだ小学校の再編について、私たちのところに具体的にこういうのをしたいので、説明会をしてくれというのはございません。ただ、場合によっては、今幼稚園については12月で入園の募集をとっていますので、ひょっとすると祁答院幼稚園については入園者もな

くなる、もしくはもう一人、二人になった場合については、そういう状態になったら保護者の方たちともちょっとお話をしてみたいということはこちらも言っているところではございます。

○委員（瀬尾和敬）学校再編を進めるに当たって、その手法として、今のお話をまとめると、そういう要望があればということですが、例えば祁答院地域のPTA連絡協議会なるものからの要請があればということなのでしょうか。

○教育部長（宮里敏郎）地域と保護者が一体となってということで、今までは地区コミとあわせてPTAと連名でというのがこれまでもパターンとしてはあったようです。地域も絡んでくると思いますので、要望等については、最終的には地区コミのほうから上げてもらうというようなことが、今までのケースではそういうような形でやっているところですよ。

○委員（瀬尾和敬）それはよくわかりました。そういうこれまでとは変わった動きがあるということだけは、ここではっきりと言っときます。

○委員（坂口健太）教育振興基本計画の素案に基づいて質問したいと思います。まず、素案の5ページ、学力の状況について。標準学力検査NRTの結果、推移が載せられているわけですが、現計画において、平成31年度、本年度に標準学力検査の偏差値を、小学生においては52.0、中学生においては51.0と目標を立てられておりましたが、実際のところ49.4と48.8となっている。5年後、目標としてさらに53.0と52.0に上げていくということですが、これまでの計画で捉えてきた施策と、これから捉えていく施策と、何が違って、これだけ学力を向上させようという目標を立てられているのか、お示してください。

○学校教育課長（村上勝美）委員御指摘のとおり、目標に向かってするには何が違ってという部分でということだったんですけども、今までは基本的な方針としては大きくは変わっておりません。委員会として取り組む中で、一番はその確認をしっかりしていくと、学校の取り組みについて確認をしていく。そしてまたその取り組み状況によっては具体的なアドバイスであったり、学校と一緒に考えていくということ、それを大きくやっていきたいと考えております。

○委員（坂口健太）まず、標準学力検査の偏差値、目標達成できるように、それぞれ小・中学校、偏差値で言えば3から6、全体で上げないといけないとなると、相当な努力が必要となりますので、ぜひ図られたいと思います。

同じく学力の向上なんですけど、素案の6ページにおいて、家庭学習の状況という記載がございます。こちらに、平成30年度の小学校においては65.3%、中学校においては55.1%と、家庭学習目標時間達成者の割合が記載されており、目標時間を達成しようとする意識が高まっていますが、というような記載があるんですが、現計画の平成26年度の数値を見ると、平成26年度において小学生の達成割合は47%、現状と比較すると高まってきていると思われるんですが、中学生においては平成26年度においても55.0%でありました。まったく変化がないです。このような中において、目標時間を達成しようとする意識が高まっていると、全体を通して言えるものなのでしょうか。

○学校教育課長（村上勝美）済いません。その数値のみを見てみれば、確かに委員御指摘のとおり、特に中学校は、それほど変わっておりません。また、全体として見て、やはり少しでも向上が見られる場合に、上がっているというふうな形で記載させていただいたところでございます。

○委員（坂口健太）わかりました。では、同じく関連して質問させていただきます。次のページ、7ページに中学校3年生と小学校6年生の家庭学習時間に関する記載がございます。こちらを見てみますと、中学校3年生において、2時間以上3時間より少ない、3時間以上、これらの二つの数字を合わせると、中学校3年生においては120分を目標時間と設定されると思うんですが、35.9%しか目標を達成できていないという状況にあります。つまり、この目標時間というのは学年を経るごとにどんどん時間数がふえていくが、中学校3年生においては3分の1ほどしか達成できていないと。受験を控えて、一番勉強時間が長くなるはずであるのに、それすら達成できていないというのは、果たしてこれから家庭学習の向上を図っていく上で、こういった現状をどのように認識されているのかを伺いたいと思います。

○学校教育課長（村上勝美）特に中学校3年

生につきましては、この調査の時期によって、大きく数値が変わってまいります。特に部活動をしている子どもについては、もう絶対的な学習に取り組む時間が少なくなっておりまいますので、やはり部活動が終わった3年生の後半では、家庭学習の時間もぐっと伸びてくるというふうに認識しております。

○委員（坂口健太）今、答弁いただきましたが、当然、部活動が終われば学習時間が伸びるのは当たり前で、それは指導せずとも伸びてくるわけです。ぜひ、部活動をしながらも基礎的な学力の向上を図るために目標を達成されるように取り組まれないと思います。

引き続き関連してまいります。学校給食の地場産物の活用についてなんですが、現計画において、平成31年度の目標を、市内産青果物の割合が20.0%とされていたんですが、これはお米とか魚介とかそういった海産物とかも含まれているのでしょうか。

○学校教育課長（村上勝美）青果物については、その青果物のみの割合でございます。

○委員（坂口健太）次の素案を見てみますと、15ページになりますが、青果物の調達に難しいということで、米の調達によって23%という数値を達成しているように見えまして、もちろんお米を消費することを否定するわけではないんですが、薩摩川内市の特色ある、さまざまな地場産物というものを児童生徒がとるとということもまたふると教育の一環であると、私は考えますので、こちらについても取り組まれないと思います。

もう1点。学力向上についてです。素案の30ページ、こちらに現状の数値等あるんですが、これは、単位は何になるんですか。分なのか、時間なのか、あるいはパーセントなのか。

○学校教育課長（村上勝美）これは家庭学習の時間でよろしいでしょうか。これは、その達成率でございます。

○委員（坂口健太）ありがとうございます。家庭学習時間という項目だけ書かれて、68.0とか56.0とだけ記載されても、達成率が何パーセントというようなことがちょっとわかりづらいと思いますので、こちらは数値を記載されたほうがよろしいかと思います。

○学校教育課長（村上勝美）修正をいたしま

す。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はつきたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）資料のほうの教育振興基本計画のところですけども、3の生涯学習の充実を目指す環境づくりの推進の中の、機材、教材の活用による利用促進というのがあるんですけど、ここに相変わらず16ミリが載っていて、我々が国際交流センター等でも使うと、DVDとプロジェクターを使ったことがあって、以前、16ミ리를借りようとしたら、講習を受けとかなないと使わせないということが、これはちょっと時代おくれじゃないかなと思うんですけど、DVD、プロジェクターを購入して、もっと簡単に市民が活用できるような形にしないと、16ミリっていうのが今現在、どの程度使われているのでしょうか。

○中央図書館長（山口 誠）資料のほうの機材、教材のところは16ミリ等と入れましたのは、最近、16ミリの機材、並びに教材について有用であるということで推進を図っておりまして、そういう形でやっております。昨年、16ミリ映画を楽しむつどい夏と冬を2回開催いたしまして、一定の集客というか、16ミリに対する理解を求めているところであります。本年度は、利用者というか周知のために年4回ということで開催しているところでございます。

どれだけの利用がというところではありますが、現在のところ、積極的に貸し出しをというか、借りられる方はまだいらっしゃいませんが、こちらのほうでお出かけ図書館であるとか、そういうところで16ミリの映写をしたり、先日行われました図書館フェスタでも16ミ리를上映したりして、市民の皆様にも周知していければということで、視聴覚ライブラリーにとっては、貴重な資源ということで捉えておりまして、そういうこと言え、今後はもうちょっと周知を図っていきいたいという、力を入れていきたいということで思っております。

それと先ほどありました、16ミリの資格を持っていないと、というのがありまして、以前は講習会等々ありまして、それを受けてもらって、資

格を持っていらっしゃる方に貸し出しという形で実施しておりましたが、現在、その資格講習会がない状況になっておりますので、今貸し出すときには、以前資格を持っていらっしゃった方と、あと来られたときに操作を説明して、理解していただくか、もしくは図書館の視聴覚ライブラリーのほうでお出かけ図書館という制度を持っておりますので、申し込みいただいて、職員が出向いて行って映写をするというような形もとれますので、そういうことで広めていきたいということでやっております。

○議員（成川幸太郎）16ミリの再見直しということで、それはいいんですが、本当に視聴覚ライブラリーで無料で借りられるDVDが相当あるというのを最近知りまして、活用させてもらったんですが、一般的などころでは、やっぱりDVDを活用するほうが、例えば自治会とかサロンなどの場合はしやすいと思うんです。だから16ミリ等というよりも、やはりDVDというのも一言入れといて、視聴覚ライブラリーについてもっとアピールされれば、いろんな形で活用されるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう方向をお考えいただければと思います。

○議員（持原秀行）簡潔に済ませます。先ほど、スマイルルームの件で答弁があったときに、スマイルルーム等の学校との連絡とか、連絡調整、連携というのは校長がされているということをちょっと言われたんですが、実質、スマイルルーム等の調整担当職員というのが――登録されている子どもたちのところの学校との連携するときの担当職員、これは各学校に配置されているんですか。

○学校教育課長（村上勝美）各学校としては、おおむね生徒指導担当者がすることが多いですけども、状況によってはそれぞれの学級担任が実際に来る場合がかなりあるかというふうに認識しております。

○議員（持原秀行）本会議でも成川議員が質問しましたが、私もずっとこのスマイルルーム等は重視しております。やはり子どもたちをしっかりと帰すためにも、緻密な連携をとって、子どもたちに寄り添った形の中でやっていただきたいとお願いいたします。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

ここで、休憩します。

再開は、おおむね13時とします。

～～～～～～～～

午前11時59分休憩

～～～～～～～～

午後 0時55分開議

～～～～～～～～

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（徳永武次）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局に説明を求めます。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）60ページをお開きください。

政策V、次世代を担う人と文化を育むまちづくりのうち、施策1、未来をたくましく生きる力を育む教育の推進について、概要を御説明申し上げます。

まず、魅力・現状・課題につきまして、①では、社会情勢に高度情報化やAI等による技術革新を加え、これまでの本市の教育の成果に体力・運動能力の表現を加えました。②では、主体的に対話できる深い学びを目指した授業改善やICT活用など確かな学力の育成の推進の必要性や、心の教育の育成、たくましい体の育成には家庭と地域と連携して推進する必要があるとしました。③では、学校における働き方改革、業務改善が喫緊の課題であり、教育の質を維持向上させること。

次のページをお願いします。これをしっかり進める中で、二学期制については研究すること。学校施設については、学校施設長寿命化計画により、計画的に改修・改築を推進していくこと。学校再編については、児童生徒の推移を見極めながら適切な学校再編について検討し、児童生徒の望ましい教育環境づくりに努めていく必要があるとしました。

目指す姿については、現行計画と同じです。

成果指標と目標値につきましては、中学校入学前の不安感、小2から中3の標準学力検査の偏差値・平均結果、小1から中3までの体力・運動能

力の平均、中1のDMFT指数を新たに加え、目標値の考え方としては、小6の中学校入学前の不安感については、半数以下を目標とすべきであろうという考えから、中学生の不登校の出現率は現状値から段階的に考え1%以下を目指していくことが適当であるとの考えから、標準学力検査の偏差値平均結果は、全国平均を50としておりますので、5年間で3ポイントのアップを目指そうとしたところで、小1から中3の体力・運動能力の平均については、現状値97から全国平均を超えるところで105ポイントを設定し、中1のDMFT指数につきましては、過去からの積み上げによるところから0.7本を設定したところです。

次に、施策の方向性として、①では、小中一貫教育の「推進」を「充実」に変更し、これまでの取り組みを継続しながら一層の充実を目指していく内容に一部修正し、②では、規範意識の醸成や命の大切さ、いじめ問題を考える授業の充実、フッ化物洗口事業の充実を図っていくことにしました。③では、学校における業務改善の推進や就学援助制度と特別奨学金制度を表記しました。施策体系は①、小中一貫教育の「推進」を「充実」にいたしました。

次のページをお願いします。市民と行政の役割分担については、現行計画と同じ役割で計画を進めていくことといたしました。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 61ページです。不登校の出現率という問題で、不登校の出現率を目標にするという考え方なんですけれども、これはこれまでにずっと計画を立てられてきて、この間の一般質問で私も勉強してみて、改めて感じていることなんですけれども、不登校率を下げようという、そういう姿勢というのが逆にその不登校の子どもたちにとってみれば、非常にそれが圧力になるケースというのがあるんですよね。だから、この目標というのをどう見るかということについてはちょっと慎重でなきゃいけないと思うんですが、その辺のお考えは。

**○学校教育課長（村上勝美）** 確かに委員がおっしゃる一面もあるかと思いますが、基本的には全ての子どもが毎日楽しく学校に行くこと

を、そして楽しく学ぶ、友達と一緒に学習すると、そういったのを期待しているところでございます。ですから、今、学校にいけない子どもは、もしその悩みを解決できるのであれば解決して学校に復帰させたいと、そういう思いからここで目標値を上げているところでございます。

**○委員（井上勝博）** この数字が前に来て何とか不登校児を説得すると、「学校へ行きなさいよ」と説得するというふうになると本末転倒なんですよ。学校へ行きたくなるような学校にしていって、これがやっぱり大事なことだということを念押ししておきたいと思います。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

---

#### △文化課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、文化課の審査に入ります。

---

#### △議案第130号 薩摩川内市川内文化ホール条例を廃止する条例の制定について

**○委員長（徳永武次）** まず、議案第130号薩摩川内市川内文化ホール条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。当局の補足説明を求めます。

**○文化課長（羽田美由紀）** 議案つづりの130-1ページをお開きください。

議案第130号薩摩川内市川内文化ホール条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

その理由は、現在、コンベンションセンターの供用開始が令和3年1月8日となっておりますが、年度末にかけまして、川内文化ホールの会議室棟の利用者も多く、市民の利便性を考え、コンベンションセンターへの利用移行をスムーズに進めるために廃止時期を令和3年4月1日としたもので

あります。

もう1点、指定管理期間が令和3年3月31日までであり、その期間中は利用できるようにしたいことも理由でございます。ただし、大ホールにつきましては、ホールの備品、設備の一部をコンベンションセンターに移す予定でございますので、コンベンションセンター供用開始に合わせ、原則、閉鎖することと考えております。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（杉藺道朗）** この廃止条例について動きがあるわけですが、要は、利用される方々に対しての周知、いわゆる令和3年度で一応廃止という形になるわけですから、ホームページとか広報とかいろいろされているんだろうなと思うし、ちょっと現状はわからないんですが、例えば今の文化ホールの入り口あたりに掲示板等で、本ホールを含めて、令和3年度云々という部分の掲示があるのか、まあそういう考え方があるのか、お知らせの体制、対応としては今どうなっているのか、そこをちょっと再確認したいと思います。

**○文化課長（羽田美由紀）** その広報、周知に関しましては、この条例案を提案いたしまして議決されました際には、まちづくり公社とも今随時協議は進めておりますので、その後にしっかり広報等をしてまいりたいと思います。仮予約等が1年前から大ホールはできますので、その関係もございまして12月で上程させていただきました。

**○委員（杉藺道朗）** わかりました。広報、ホームページ、もろもろ見られる方もいらっしゃるし、直接行って「あれっ」という方も、中には市外の方々もいらっしゃるかと思いますので、そこらあたりの周知は、この後においてしっかりとやっていただければなとお願いしておきます。

**○委員（井上勝博）** コンベンションができるということで、今まで本当はもっともっと使おうと思っていた文化ホールだったわけですが、廃止するということですね。基本的には大改修がされて、あと何十年か使おうというふうにもともと考えていたと思うんですが、何年ぐらいまで本当は使える施設なのかどうかというのを教えてください。

**○文化課長（羽田美由紀）** 申しわけございま

せん。何年まで使えるかというのは、ちょっと私のほうでは把握しておりませんでした。

**○委員（井上勝博）** 今、手元に記録はないので、まだ20年か30年も使えるように改修などもされてきたもので、実際に使ってみると非常にすばらしい施設ですね。だから、そういう点では私はコンベンションそのものに疑問を持っているわけですが、この議案については、撤回していただきたいなと思っているわけです。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。  
これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「討論」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** ただいま討論の声があります。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

**○委員（井上勝博）** 当初、文化ホールについては、改修して長期間まだ使おうということで、たしか一般質問の本会議場での岩切市長の答弁でも「新しいものをつくれば80億円かかる」という発言をしているんです。だから、そういう点では非常に価値の高い施設でもあるということで、私は逆にコンベンションを中止して、文化ホールは活用すべきであると、充実させるべきであるという立場から議案に反対いたします。

**○委員長（徳永武次）** 次に、本案に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（徳永武次）起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）それでは、予算に関する説明書の68ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費2目文化振興費、事項名、伝統的建造物群保存整備事業費において、街なみ環境整備事業の交付決定による工事請負費の減額であります。

歳入につきましては、22ページをお開きください。15款国庫支出金2項国庫補助金8目教育費補助金4節社会教育費補助金において、歳出で説明いたしましたとおり、街なみ環境整備補助金の交付決定に伴い、減額補正を行うものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）総務文教委員会資料の7ページをお開きください。

指定管理者管理運営評価委員会を行っておりますので、その結果につきまして説明いたします。

川内文化ホール、入来文化ホール等の指定管理者管理運営にかかわる評価委員会の結果について、評価表のとおり報告するものでございます。

施設の概要でございますが、施設名は、薩摩川内市川内文化ホール、薩摩川内市入来文化ホール、薩摩川内市入来文化ホール別館の3施設です。市

民の文化及び教養の向上を図ることを目的として設置されております。

施設の事業内容は、施設の維持管理や使用許可及び使用料の収受等に関する業務です。

指定管理者は、薩摩川内市民まちづくり公社、指定期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までです。

評価委員会の実施の状況ですが、8月21日、水曜日に開催し、川内地区コミュニティ協議会会長を初めとする評価委員7名で行いました。

採点結果につきましては、資料の8ページから9ページに評価項目、5項目について記載してございます。

評価結果につきまして、700点満点中478点で、得点率68%での採点の結果でございます。評価結果は、おおむね適正であると認められております。

また、薩摩川内市の文化芸術の拠点として利用者が快適に使用できるように施設の維持管理に努められており、多彩な自主事業も実施され、市民の文化活動の場を積極的に提供されている旨のコメントをいただいております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

---

△第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（徳永武次）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局に補足説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）総合計画後期基本計画の70ページをごらんください。

施策4、誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用につきまして御説明いたします。

魅力・現状・課題の中で前期から後期への主な変更点は、70ページの中ほどに記載されております「甌島のトシドン」が「ユネスコ無形文化遺産 来訪神：仮面・仮装の神々」として拡張登録された点、「川内大綱引」が国の選択を受けた点、

入来麓、里麓、手打麓などを含む武家屋敷群「麓」のストーリーが日本遺産に認定された内容を追記いたしました。

さらに、平成27年度に開設した「甌ミュージアム恐竜化石等準備室」に関する内容と、71ページの上段にございます、文化活動に関する内容も追記いたしました。

めざす姿につきましては変更しておりません。

成果指標と目標値に関しましては、川内歴史資料館や、入来麓旧増田家住宅などを活用した企画展やイベントの開催による来場者数を計測することによって、文化財等の活用の成果指標と考え、設定いたしました。

施策の方向性につきましては、文化財等の保存・継承・活用において、地域総がかりでまちづくりに活かしながら、継承に取り組む支援体制の構築を図ることや、文化活動の推進を図るため、郷土芸能を初めとする、地域の芸術文化活動の継承をしている保存団体の活動や後継者の育成を支援することなどを盛り込みました。

施策体系につきましては変更しておりません。

市民と行政の役割分担につきましては、行政の役割につきまして「ボランティアリーダーの育成支援」を「ボランティア団体の文化財保護活動支援」に変更いたしました。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、文化課を終わります。

---

#### △企画政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、企画政策課の審査に入ります。

---

#### △議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）第5回補正予算について御説明いたします。

まず、歳出について、予算に関する説明書の40ページをお願いいたします。

2款5項1目4節共済費は、標準報酬限度額の変動によるものでございます。

続きまして、歳入になります。予算書の25ページをお願いいたします。

16款2項1目5節電源立地地域対策交付金でございますが、移出県相当分及び周辺分の交付金の交付額確定による調整でございます。

続きまして、29ページをお願いします。

19款1項62目1節地域活性化基金繰入金は、地区コミュニティ活性化補助金の充当額の減額に伴うものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

21款5項4目1節雑入は、限之城地区多目的公園整備に伴う地区振興事業助成金の調整でございます。

続きまして、債務負担行為、予算書8ページをお願いいたします。

国土強靱化計画策定業務委託料として、令和元年度から令和2年度までの期間、900万円の債務負担を設定するものでございます。

詳細につきましては、資料で説明させていただきたいと思います。

企画政策部の委員会資料1ページをお願いいたします。

国土強靱化計画策定について、1番に計画そのものの基本法の制定、それから国土強靱化とは、そのあたりを書いてございます。

1番の（2）国土強靱化とは、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものでございます。

（3）基本目標としまして、①の人命の保護が最大限図れることなど、4項目の目標を設定してございます。

2番の国土強靱化地域計画について。まず、（1）地域計画とは、地域における国土強靱化に係る計画等の指針としての性格を有するものでございます。メリットを3点書いてございます。

（3）の計画の構成でございますが、6項目、①から⑥まで構成を六つ掲げてございますが、そ

の中でも特に重要な項目としまして、④の脆弱性の評価（リスクシナリオ）、それから⑤の市地域計画の推進方針、（リスクシナリオごとの推進方針）、こちらは重要な項目となっております。

（４）に現在の市町村の策定状況、都道府県については全ての都道府県がもう策定済みでございます。市町村につきましては、策定済みが全国で１１７自治体、県内におきましては鹿児島市、出水市、瀬戸内町の３自治体、策定中が全国で２４５自治体、県内では７自治体でございます。西之表市、南さつま市、志布志市、奄美市など。県内の４３市町村の中で１０市町村が今のところ着手済み、もしくは策定の作業にかかっているとところでございます。

めくっていただきまして、２ページをお願いいたします。

本年９月に国からの通知がございまして、四角で囲ってございますが、（１）令和２年度は地域計画に基づき、実施される取り組み、または明記された事業について重点配分、優先採択等重点化という通知もでございます。（２）令和３年度については、事業について交付要件とする要件化を検討という内容もでございます。

それを受けて、市のほうでは、３番に書いてございますが、庁内での策定体制としまして、庁内の関係部局が連携、協力する体制の確立がどうしても必要でございまして、庁内の関係部長で構成する計画策定部会を設置する予定でございます。

そして、４番、今回、債務負担行為を設定させていただきたいと考えておりますが、コンサルへの外部委託、金額としまして９００万円の債務負担行為を設定したいと考えております。

スケジュールにつきましては、５番に書いてございます。予定でございますが、８月ごろまでの計画の策定を目指して取り組んでいきたいと。その間、防災会議、議会説明、パブコメ等も予定しているところでございます。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

△第２次総合計画後期基本計画（素案）

**○委員長（徳永武次）** 次に、第２次総合計画後期基本計画（素案）について、当局に説明を求めます。

**○企画政策課長（上戸理志）** 資料の８４ページをお願いいたします。

政策Ⅵ、施策４の効果的かつ効率的な行政経営の推進につきまして、魅力・現状・課題、①評価委員会や行革委員などによる外部評価を行いまして、その結果を公表。事業評価や施策評価などの内部評価についても積極的に公表し、本市の取り組みについて客観性や透明性を持たせるための施策に取り組んでいるほか、市民アンケートを毎年実施するなどにより事業の重点化を図るなど、効果的かつ効率的な行政経営の推進に努めている。

人口減少や少子高齢化を起因とした多くの政策課題に対し、人・モノ・金などの必要な経営資源を投入していくため、ＰＤＣＡサイクルによる検証と改善を引き続き努めていく必要がある。

③観光振興、南九州西回り自動車道の整備促進など、関係自治体等との連携に努めてきている。大学や金融機関等との包括連携協定を結ぶなど、市域や行政を越えた取り組みを進めている。引き続き、産業振興、医療・福祉対策など、単自治体での課題解決が難しい施策について、関係自治体を含めた広域的な連携を図る必要があるということで、前期から変更、それから追加しているところでございます。

特に、魅力のほうで①の透明性、そういったところを盛り込んでおります。

めざす姿は、前期と変わりません。

85ページをお願いします。5年間の成果指標と目標値を変更、1、2、3に該当する成果指標を設定してございます。

まず、①検証評価委員会による事業の評価でKPI達成に向け一定の効果があつた事業の割合、それから②公共施設の述べ床面積の減、③大学との連携事業数、こちらの三つを成果指標・目標値としているところでございます。

それから、施策の方向性につきまして、①PDCAサイクルによる検証と改善、②公共施設等の効率的維持管理ということで、上から三つ目のひし形の四角です。中長期的な視点で施設の集約化や複合化、長寿命化等を計画的に行うため、公共施設再配置計画に基づき、財政負担の軽減、平準化を図るとしているところでございます。③広域連携等の推進につきましては、産官学金労言士連携を図ると記載しているところでございます。

めくっていただきまして、86ページをお願いいたします。

施策体系図、これは再掲になりますが、①、②、③、③は総合戦略とひもづけされてございます。

最後の市民と行政の役割分担は、前期と変更はございません。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（坂口健太）** 成果指標についてお伺いしたいと思います。

この市民アンケートの成果指標が今回から消されている理由をお示してください。

もう1点、①の成果指標について、現状でも100%達成されているということで目標値もまた100%とされているんですけれど、わざわざ目標値として今でも100%を示す必要があるのかどうかをお示してください。

**○企画政策課長（上戸理志）** まず、一つ目のアンケートについては今後も続けていくんですが、よりはっきりとした目標を設定するというところで①、②、③、具体的に数値化したものの目標値、成果指標を設定しているところでございます。

なお、①の100%から100%というのは、今も10月15日の議員全員協議会で総合戦略等の検証結果、概略を報告させていただきましたが、

一定の成果が出ていると全て出ております。外部評価でそういう結果が出ておりますので、それを引き続き100%、一定の評価を目指した取り組みを続けていくというところで100%が100%となっているところでございます。

**○委員（井上勝博）** 今、坂口委員がおっしゃったこと、私も疑問に思っただけで回答を聞いていたんですけど、よくわからなかったです。

①のところでアンケートの調査を実施するというふうには書いてあるわけですが、今おっしゃったのは、アンケートはこれからも続ける、もっとはっきりと位置づけたいというお話だったと思うんですけど、じゃあ何で消すのかということなんですけれど、どうなんでしょうか。

**○企画政策課長（上戸理志）** 数値につきまして、目標を定性的な目標から定量的な目標、アンケートですので数値としては出ているんですが、理解されている、こういうふうを考えている市民の割合というものよりも、しっかりと成果が出ているとか面積がどれだけ減る、事業数が幾つになるというほうがわかりやすく目標としても目指しやすいということで書いたところでございます。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

**○企画政策課長（上戸理志）** 失礼しました。総合計画を所管する企画政策課でございますが、もう一つ、総合計画で関係課としての部分がございますので、もう1カ所説明をさせていただきたいと思います。

46ページをお願いいたします。大変失礼いたしました。

これは産業建設委員会が統括課としての施策でございます4-2、快適な住環境でございますが、この中に総務文教委員会の部分、すなわち企画政策課の部分も入っておりますので、まとめて説明するところを私が失念しておりました。大変失礼いたしました。

46ページ、下のほうになりますが、施策の方向性に都市基盤の整備・維持、この中には企画政策課も土地の届け出、そういったものは企画政策課も所管してございますので、この施策の方向性には企画政策課も携わっているものでございます。

さらに、右の47ページをお願いいたします。1行目でございます。

施策の方向性の④移住・定性の促進ということ

で、三つ四角がございます。移住・定住情報の提供、移住体験住宅の実施、それから住宅情報を提供し、住宅の取得及びリフォームに対する支援を行うということで、企画政策課が所管するものでございます。

**○委員長（徳永武次）** ただいま追加の説明がありました、これに対しての質疑をお願いいたします。

**○委員（坂口健太）** 改めて成果指標と目標値について、転入者数マイナス転出者数、社会減についての目標値がございますが、令和6年度に129名まで減らしたいということですが、この計画期間ではなくて、その後の方針というか、社会減自体をゼロにしたいのか、ある程度の一定性までとどめたいのか、どういう方針なのかをお示してください。

**○企画政策課長（上戸理志）** 総合計画、5年計画ということで、今のところ転入者数から転出者数の減を一つの指標として出しております。見てのとおり、239名を更に縮めていきたいというふうに考えておまして、この傾向は現在も縮まっていく形で推移はしているところでございす。さらに、その先のところについても人口ビジョン等の中で、私たちの中では推移というか、計画というのは持っているところでございす。少しでもそこを減らしていきたいというところで考えております。

**○委員（坂口健太）** そこの方針の考え方を聞いているのではなくて、ゼロにして社会増に持っていきたいのか、ただ減っていくのはしょうがないから、ある程度その減る数を減らしていきたいのか、どういったような考え方なのかをもう少し具体的にお示してください。

**○企画政策課長（上戸理志）** 増まで、見込みとしては目指しているところでございす。

**○委員（川添公貴）** この施策の方向性の2番目、ひし形の上、ここは土地区画整理事業について、今国交省の川内河川事務所なんかと協議を進めているんですけど、ほぼ東郷町の斧淵地区の引堤及び土地区画整備事業に今後着手するという回答をもらっているんですね。実際に入るのはもっと先だろうけれど、設計・測量等を順次進めていくような話を伺っているところなので、5年計画としたときに、ここにせめて川内川の河川改修と

一体となった、ここに天辰第二地区ではというのではなくて天辰第二地区と東郷町斧淵地区ではって、入れてくれないかな。今、実際にそういうのが進んでいるもんだから。

**○企画政策課長（上戸理志）** 今の部分、4-2のこの快適な住環境の統括は、これは産業建設委員会の所管となりまして、区画整理課が所管になっておりますので、明確にこちらからは回答はできないんですが、今の議員の意見というのは私のほうからも関係課、区画整理課のほうにはつながっておきたいと思います。

**○委員（川添公貴）** 下の段を見てました。都市計画課、企画政策課と書いてあったので一応言った。相対的なものをつくっているの、またよろしくお願ひしたいと思います。

それで、聞きにくいことを聞こうと思ったんですけど、やめておきます。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございせんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 委員外議員の質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。  
以上で、企画政策課を終わります。

---

#### △甌はひとつ推進課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次に、甌はひとつ推進課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局から説明を求めます。

**○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）** それでは、所管事務につきまして説明いたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

まず、甌島地域一体化方針につきましては10月末で決定をし、11月20日に甌島の各戸へ配布をいたしました。この決定事項につきましては、主要事項でも御報告をさせていただきます。今後、準備段階への作業へ移行してまいることとしております。

次に、2の甌島ツーリズム推進事業につきまして、（1）ビジョンの改定につきましては、策定

作業に着手をし、現在3回策定委員会を開催済みで予定どおり進行をしております。今後、スケジュールどおりやっていきたいと思っております。

次に、(2)の甌島方言講演会については開催実績を、(3)の甌島の中学生が集まる交流会は今年21日の開催予定を掲載してございます。

次の4ページでございます。

3の恐竜化石活用事業、それから4の令和元年度の主な事業の進捗につきましては、9月議会以降の事業等について、実績・進捗状況等を記載しておりますので、御確認をいただきたいと思います。

○委員長(徳永武次) ただいま当局の説明がありました。これより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永武次) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永武次) 質疑はないと認めます。

---

△第2次総合計画後期基本計画(素案)

○委員長(徳永武次) 次に、第2次総合計画後期基本計画(素案)について、当局に説明を求めます。

○甌はひとつ推進課長(奥平幸己) 第2次総合計画後期基本計画(素案)の36ページをお開きください。

なお、甌はひとつ推進課は統括する施策がございませんので、関連する施策についての説明になります。関連する施策の統括の説明と審議は、産業建設委員会ですることとなっております。

政策Ⅲ、産業、施策2、施策の方向性、②の中小企業の支援、育成につきましては、甌島地域において、甌はひとつ推進課が制度を管理しております離島活性化交付金や、特定有人国境離島振興対策事業交付金による輸送支援や創業事業拡大等の支援を進めてまいります。

次に、41ページをお開きください。同じく政策Ⅲ、産業振興の施策3でございます。

施策の方向性の①交流人口・関係人口・インバウンドの拡大、それから④市民と一体となったシティセールスプロモーションの充実の四つ目の四角のところについて関係しております。甌島にお

きましては、甌島ツーリズムビジョンにより、観光産業を核とした地域活性化ということで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、50ページでございます。

政策Ⅳ、社会基盤、施策3、施策の方向性、④総合的な公共交通の連携と強化、二つ目の四角についてでございますが、藺牟田瀬戸架橋完成後の交通体系について、担当課と連携をしながら推進をしてまいります。

なお、甌はひとつ推進課におきましては、担当する事業を推進しながら、今後も甌島市民の一体感の醸成等を図るため、庁内はもとより関係機関等との連携を図り、取り組んでまいります。

○委員長(徳永武次) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永武次) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永武次) 質疑はないと認めます。

以上で、甌はひとつ推進課を終わります。

---

△行政改革推進課の審査

○委員長(徳永武次) 次は、行政改革推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長(徳永武次) それでは、議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永武次) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永武次) 質疑はないと認めます。

---

△第2次総合計画後期基本計画(素案)

○委員長(徳永武次) 次に、第2次総合計画後期基本計画(素案)について当局に説明を求めます。

○行政改革推進課長(東田幸一) それでは、後期基本計画(素案)の81ページをお開きくだ

さい。

最初に、「魅力」を追記するとともに、①においては、「SNS」を追記し、所要の文言整理をしようとするものでございます。

②でございますが、内容的に大きな変更はございませんけれども、全文見直しをさせていただいております。

③につきましては、「ICT」を追記するとともに、所要の文言整理をしようとするものです。

「めざす姿」としましては、市民が求める行政サービスを提供できる人材と体制が整っていると、変更はございません。

次に、82ページ、上段ですが、成果指標と目標値でございます。市民アンケート結果によります行政サービスについて満足している市民の割合は、定量的な指数とはならないことから削除いたしております。

①につきましては、成果指標に変更はありませんが、目標値は令和6年度に280万件の年間アクセス件数といたしております。

②についてですが、専門・特別研修に参加した職員数としておりまして、社会情勢の変化に対応した各種研修を充実していくため、目標値は250人としております。

続きまして、③では、マイナンバーカードによるサービス提供数を成果指標とし、目標値は10件としていただいております。

続きまして、施策の方向性につきましては、①広報・広聴活動の充実、②人材育成・確保につきましては、変更ございません。③につきましては、「組織・機構の見直し」を「有用な組織・機能の構築」へ変更の上、組織・機構の構築、適正な定員管理、マイナンバー制度の運用及びICTの活用という3項目を記載させていただいております。

83ページの施策体系におきましては、先ほどの施策の方向性におきまして、③の項目変更に合わせ修正しようとするものです。最後に、市民と行政の役割につきましては、変更ございません。

**○委員長（徳永武次）**ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）**82ページのマイナンバーですが、この現状値の4というのと目標値の10というのは、あとどういうものを予定してい

るかというのは、具体的に言えるのでしょうか。

**○行政改革推進課長（東田幸一）**マイナンバーカードによるサービス提供の4件でございます。

マイナポータル、これにつきましては、自分がマイナンバーカード制度を使って、どのように自分の情報が使われているかというものなどを検索して、確認できるものでございます。それからコンビニ交付、子育てワンストップ、それから申告で使用しますe-Tax、現在この四つのサービスが提供されております。

目標値になりますが、6件ですけれども、現在想定されているものが3件でございます。

1件目は、マイナポイント付与によります消費活性化対策事業、それから介護ワンストップサービス、それから健康保険証の利用、この3点は現在進められているものでございます。

今後、国が推進する施策等によりまして、残り3件等につきましては、またそれぞれ調査・研究を進めながら、目標達成に向けて努力していきたいと考えております。

**○委員（井上勝博）**健康保険証の利用については、国会で議論されていると思うんですが、これももう決定で進めるということなんですか。

**○行政改革推進課長（東田幸一）**地方公務員につきましては、来年度に向けて全員扶養者も含めて健康保険証を取得するために、マイナンバーカードの取得を始めるというふうに聞いております。

**○委員（井上勝博）**マイナンバーを持っていないければ、健康保険証がもう交付されん、そういうことですか。

**○行政改革推進課長（東田幸一）**当分の間は、併用できるというふうに聞いております。

**○委員（川添公貴）**マイナンバーカードを、中身をふやしていくというのはわかるんです。もう私持論であって、どんどん全部マイナンバーカードにしてほしいと思っているぐらいなんですけど、ちなみに、こんだけカードの推進やこういう目標値を出されるんですけど、職員の皆さんは100%持っているんでしょう、マイナンバーカード。

**○行政改革推進課長（東田幸一）**申しわけございませんが、全員持っていないことは確かだと

思います。正確な数字は湧きません、持ち合わせておりません。

○委員（川添公貴）やっぱり言って、聞かせて、させてみてという言葉があります。物事をやるときに、行政が手本となって育児休暇をとりましょう、残業しないようにしましょうとありますよね。100%を目指すようにされるよう、これを見た限りだと思います。それは個人の自由ですから、別段どうでもいいんだけど、言う以上はしたほうが良いと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、行政改革推進課を終わります。

---

#### △地域政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、地域政策課の審査に入ります。

---

#### △議案第126号 薩摩川内市ゴールド集落活性化条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）まず、議案第126号薩摩川内市ゴールド集落活性化条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）それでは、ゴールド集落活性化条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

まず、今回の改正の必要性から説明をさせていただきます。

2点ございまして、1点目は、この条例が時限立法でありまして、令和2年3月末で失効をしてしまうということ、2点目は、この条例に関係します補助金の見直しにつきましては、3年に1回行うこととなっておりますけれども、本年度がその年に当たっていること、この2点でございます。

条例の改正内容は、失効期限を3年間延長をし、令和5年3月31日までとするとともに、ゴールド集落の定義の中の基準年齢を、現在は65歳で

すが、65歳から70歳に改正をし、あわせて改正附則で、制度改正によりゴールド集落の対象外となった自治会には、従来からあった特例ゴールド集落の定義を適用させることで、激変緩和のための経過措置とする内容となっております。

委員会資料・企画政策部分の5ページをお開きください。

次に、条例改正に関連して、条例改正部分を除く見直しの内容について御説明を申し上げます。

（2）をごらんください。

アにつきましては、改正後は重点支援地区補助金を交付金化したいと考えております。

イは、先ほど触れましたので省略いたします。

ウは、重点支援地区補助金と支援地区コミュニティ協議会活動補助金につきましては、令和2年度に限り激変緩和のための経過措置を設けたいと考えております。

（3）には、ゴールド集落活性化条例を制定した平成22年度から、本年度までの10年間のゴールド集落数などの推移を記載しております。初年度である平成22年度はゴールド集落数78、自治会に占める割合が13.22%でございました。本年度はゴールド集落数174と100近く増加をし、割合も31.07%と大幅に増加している状況でございます。

次のページ、（4）には、ゴールド集落活性化事業の実績と効果を記載をいたしております。

アの補助金交付実績では、補助金が4種類ございますが、4種の補助金合計で平成22年度は1,176万1,000円であったものが、本年度は当初予算で3,005万7,000円と大きく増加をしております。

また、次のイの効果にも記載のとおり、アンケート調査の結果を見れば、自治会・地区コミュニティ協議会とも、この補助金を活用して活性化したとの割合が高いことがわかります。

続いて、大きな2番目になります。地域政策課所管の補助金・交付金制度の見直しということで、ゴールド集落活性化事業補助金の改正に合わせまして、少子高齢化や人口減少に伴い、運営が厳しくなっている小規模な自治会・地区コミュニティ協議会に対する支援の強化、また、規模に関係なく自治会・地区コミュニティ協議会から日ごろ出されております要望への対応をするための見

直しと、(2)に記載の持続可能な地域づくりに向けた対応として、いわゆる小さな拠点づくりを進めるための経費に充てたいと考えているところでございます。

これらの件は、具体的には3月議会の当初予算審議でお願いすることになります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）ちょっとお伺いしてみたいと思うんですけど、これはゴールド集落条例です。これは薩摩川内市だけですか。限界集落とゴールド集落の違いは何なんですか。

○地域政策課長（屋久弘文）ゴールド集落と限界集落の違いですけど、限界集落は御存じのとおり、全国的に高齢化が進んでいる地域、いわゆる65歳以上の年齢が50%以上の地域ということでもありますけれども、現在の市長が限界集落はネガティブであることで、名称を光り輝くような集落に再生してもらいたいというような思いで、ゴールド集落という名称に変えておられるだけなので、限界集落イコール、ゴールド集落という感覚で差し支えないと思います。

○委員（川添公貴）答弁は違うという答弁が出るだろうと思ったんですけど、そうすると、限界集落とゴールド集落が一緒ということですよ。限界集落の定義というのは、今おっしゃったように、65歳以上が平均50%以上が限界集落ですよ。それを今回70歳に上げようとしているので、まずその定義をどう考えるかということが一つですよ。

ここの中で、説明は日本老年学会とか、日本老年医学会とかが、65歳以上は高齢者とすることは否定的な意見が多いとなっているんですが、老人福祉法ではどうなっていますか、老人の定義は。

○地域政策課長（屋久弘文）老人福祉法は勉強していませんでした。申しわけありません。

○委員（川添公貴）老人福祉法では、65歳以上が老人なんです。何で限界集落が65歳になったかという、ここが基本なんです。道義法じゃなくて同意法だということなんで、なぜ急に70歳、段階的に上げるんじゃないかって、一遍に70歳に上げたのかというところが、まず疑問なのでここを詳しく説明してほしいと思います。

というのは、今特例措置をとってやるというのはわかるんですが、やはり一遍に上げる、70歳に上げるというのは、今までもらっていたところに不利益が生じるわけなんで。それともう一つ、これその説明をお願いしたい。

それと、きょうこのゴールド集落の条例の変更については、全体を含めて、この内容について議会に初めて説明されるんですか。ほかには話をまだ内容について説明されていないんですよ。そこを確認したいと思います。

○地域政策課長（屋久弘文）一気に70歳にということでもありますけれども、議会資料にも70歳に上げた理由ということで、3点上げてありますけれども、いわゆる日本老年学会とかであったり、保険であったりという前期高齢者というのが65歳以上ということでもありますけれども、65歳の前期高齢者につきましては、若くて活動的な人が多くて、本市においても平均寿命であったり、健康寿命等が年々伸びてきている状況にありまして、65歳では高齢者の定義が合わなくなってきているんじゃないかと思われることが1点目。

それから、先ほど言われた日本老年学会、日本老年医学会におきましても、アンケート等を実施されているようでございますけれども、65歳以上を高齢者とするには、国民は否定的な意見が多いという状況。

それから、また来年の通常国会で提案を予定されているようでもありますけれども、公的年金の関係であったり、70歳、今65歳まで企業の努力義務で雇用するようになっていきますけれども、70歳まで雇用も努力義務で延長するような、そういった内容につきまして、来年の通常国会にも提案予定であるという、そういう情報等をいろいろ勘案しまして、おっしゃるとおり激変緩和は1年に限りやりますけれども、段階的に切り上げるのではなくて、65歳をそのまま70歳に定義を変更させていただく提案をさせていただいたところでございます。

それと、あと議会説明につきましては、10月25日から28日にかけてまして、会派の代表者の方にも説明を申し上げまして、あと28日には午後からだったと思いますが、議員全員にそのとき説明をさせていただいた資料を一斉に送付いたし

ておりますので、ある程度内容については、御理解いただいているのかなと思っているところでございます。

○委員（川添公貴）議会はそれでいいです。議会以外に説明をされましたかという質問をしましたが。

○地域政策課長（屋久弘文）４８地区コミュニティ協議会の会長会議というのがございまして、その会議の中で、議員の皆さんに説明をいたした同じ内容で、同じ資料を使って説明できる範囲で説明をさせていただいているところです。

○委員（川添公貴）わかりました。この補助金について、出たもんが出なくなるというのがちょっと私不満なんで、その老人の定義が今おっしゃったように、答弁の中でどの学会、政府が７０歳以上とかって言っているのはよその考えであって、実際６５歳が老人だと私も思いたくないんでね。６０歳を超えてくると、まだまだ若いと思っているんで。だからその老人の定義を変えるべきだとは思っているんですけど、そこの部分は置いておいて、そのあるものを減らすということが、そう簡単に減らしていいのかということです。

それが一つと、説明の中で４８地区コミュニティ協議会の連絡協議会の中での説明かもしれませんが、財源がなくなるから、財源が足らなくなるからこの年齢制限をしたという説明をされませんでしたか。

だから、逆に言えば、今の６５歳から上をゴールド集落の補助の対象にしておけば、財源が膨らんでくると、お金がないというような説明をされませんでしたか。

○地域政策課長（屋久弘文）冒頭で申し上げましたように、確かに平成２２年度にこの制度ができて以降、ずっと１０自治会ずつぐらい、平均して１０ぐらい毎年ふえ続けておりまして、このゴールド集落に要する財源というのが膨らんできているのも事実でございます。

ただそれだけではなくて、先ほど大きな２のほうで説明をいたしました、地区コミュニティ協議会とか自治会とかから、いろんな要望が地域政策課のほうに届いておりまして、その要望もかなえてやらないといけない部分もあるということで、こういった財政状況の中でございまして、削れるところは削って、そういう財源として充てられる

ところには充てたいというようなこともありまして、さっき言いましたちょうどゴールド集落の条例の改正時期にも当たっていることもあって、そういったのを総合的に勘案をしたときに、今回こういった制度の提案をさせていただいたところでございます。

○委員（川添公貴）そういう説明をされませんでしたかという質問だったはずですけど。わかるんですよ。地域政策課には私なんかも含めて、がん予算要求して、実際やってもらっています。そのお金は要するというのはわかるんです。でも、その４８地区コミュニティ協議会、連絡協議会の中において、予算がいえば足りなくなってきたから、年齢を上げるというような説明をされませんでしたかって聞いているんですけど。

○企画政策部長（末永隆光）川添委員のほうからありましたとおり、４８地区コミの会長さん方には、資料にもあるんですが、制度発足から１０年、ことし１０年目なんですが、この１０年の間にゴールド集落は２．２倍になっている。それから、ゴールド集落の割合も１３から３１％を超えてきたと。

制度としては、やはりこの１０年間の間に状況が大きく変わってきているということ、まず説明をして、やはり財源も当初２２年が１，１００万円から３，０００万円を超えてきたということで、この１０年間を迎えるこの節目で、制度を見直す必要があるということで、やっぱり財源的な面からも含めて、地区コミの会長さん方には、その見直しの必要性を説明をしたところがあります。

○委員（川添公貴）でしょう。先にそうやって説明をされたわけですね、地区コミに。何でこれを言うかということ、地区コミの——うちじゃないですよ。よその地区コミの方が、「もう予算がないってことみたいだよ」と、「しょうがないよね」と言われたわけですが、これ審査する前に。

もう本人たちが「必要なかね」って言っとるわけですから、だから実際私としては、働く年齢のこの段階が上がってきたんだから、実情と合わないというのを中心にやるべきだと思っているんですね。予算が足りないから削ってくれって言われたら、ほかのどこ全部削らないといかんです。やるのであれば、いろいろと。でしょう、結果的に

お金がないのであれば、削らないといかんわけですから。

だから、そういう言い方をされてふーんと思ったんで、実際今の制度がどうこうじゃなくて、うちの集落は作業に出てくるのはみんな65歳以上。チェーンソーを持ってきて木を切って回る。だから実際、70歳にしてもらっても一切構わない。そんだけ働けますから。

だから、そこでなくて、実際働くゴールド集落というのであれば、実際働ける年齢がだんだん上がってきて、それに見合った制度設計につくり直しましたという説明であれば、足らなければ予算を何とかして工面して、予算のほうも助けなければいかんわけですよ、こういう制度がある以上は。

だから、それじゃなくて私が言いたいのは、きちっとそういう働く年齢層にあわせた制度設計にもう一回つくり直したというような説明をすべきだろうと思いますね。

だから、それを聞いたときに何回も言いますが、お金がないから上げましたというのは、これは愚の骨頂ですよ。なければつukらないといかんです。これは行政の仕事なんです。そこ辺を今後またもう一回議会で通りましたって説明をされると思うんですが、どう説明されますか。

**○企画政策部長（末永隆光）** お金の問題を前面に出して説明したつもりではないんですが、現状としてこの10年間の状況が、こんなに大きく変化してきたということを、まず大前提として説明をしましたので、そして、まだ65歳ではまだまだ元気な方が多いと。それを70歳に上げるということで、制度を変えていきたいということで説明しました。

その中で、確かに財源的なことも話をいたしました。ですから、今後説明の中では、お金のことだけではなくて、今川添委員がおっしゃったように、65歳で元気な方が多いので、そういった方を年齢要件を引き上げても、対象となる集落は減るんだけれども、制度としてはやむを得ないということで、今後は説明をしていきたいと考えております。

**○委員（井上勝博）** アンケートによると、ゴールド集落活性化事業について、地域が活性化したということが非常に高い回答数になっていて、こ

れが非常に市民にとっては助かっているという、そういう事業なわけです。

それで、この制度改正によってゴールド集落の対象外になる、現時点で70歳になった場合に、どのぐらいの自治会が対象外になるのかというのを、まず教えていただけますか。

**○地域政策課長（屋久弘文）** 毎年1月1日が算定の時期になっていますので、ことしの1月1日のデータを活用しまして推計をさせてもらっていますが、ことしは先ほど申し上げました174あるんですけれども、これが数値的には63にことしのデータを使えばなることになります。

**○委員（井上勝博）** いろいろ65歳元気が、元気でないかという議論がありますが、ただ65歳から年金生活になる方が多いというのも現実であって、これが70歳に引き上がるから、年金はどうなるのかって、全然変化はないわけですよ。

やっぱりその中で自治会費を皆さん払いながら、いろんな活動をされていて、このゴールド集落の活性化事業は、そういう小さくなりつつあって高齢化する集落にとってみれば、命綱になってきている現状もあるわけですよ。

だから、私はその地区コミに説明するだけでなく、実際ゴールド集落の方々がどう思うのかということについて、やっぱり聞き取りとか、そういうことをすべきであると思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

**○地域政策課長（屋久弘文）** 先ほど申し上げました地区コミには、48地区全てに説明をいたしました。が、実際対象となる自治会に説明をしていない状況でありますので、この施行日をことしの1月1日にさせてもらって、申請時期が4月、5月になりますので、それまで3カ月ほどありますので、この期間にしっかりとそういったゴールド集落には周知していきたい。現行のゴールド集落については、周知はしていきたいというふうに考えています。

それと、見直しに当たりまして、実際にゴールド集落になっていた自治会についてもアンケート調査は実施をしたりもしております。ただ、先ほど申し上げましたように、高評価を得ている制度でございまして、縮小するところは心苦しいとこ

ろはありますけれども、先ほど言いましたような内容で今回の提案をさせていただいているところでございます。

○委員（井上勝博）具体的には、ゴールド集落ではこういったお金をどういうふうに使っているかという、そういう報告をもらっていると思うんですね、決算書などは。そういう決算書から見てどんなふうな使い方をされているかというのは、何か分析されていらっしゃるでしょうか。

○地域政策課長（屋久弘文）よくあるのが、環境整備であったり、敬老会であったり、花見であったり、スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会とか、そういったものに活用されておりまして、私のほうでしっかり実績の報告を見ているんですけども、従来自治会行事であったものへの支出を、このゴールド集落の補助金のほうに振りかえられているというような案件が、多いのかなというふうに考えているところでございます。

○委員（落口久光）副委員長が聞かれて、自治会数が111マイナスになるというのはわかったんですけど、これに伴って今までこの3,000万円かかっていた予算が幾ら減るのか、教えてください。

○地域政策課長（屋久弘文）これは、来年の1月1日にならないと正式な数字は当然出ないわけなんですけど、ことしの1月1日のデータで計算をし直したところで、令和2年度が約500万円支出が減ります。というのは、経過措置を設けるので、一斉にばさっと切らないので、500万円削減されますが、令和3年度は経過措置が令和2年度に限りですので、令和3年度は今の試算で約1,400万円経費が削減される形になります。

○委員（落口久光）一昨年前の実績でいいんですけど、最大で自治会で幾らぐらいマイナスになるというのがわかったら、それもわかりますか。自治会ごとに金額が変わってきていると思うんですけど、最大でどんぐらいマイナスになるかという。マイナスになる金額の大きい自治体の金額がわかられたら。

○地域政策課長（屋久弘文）補助金額は、自主活動につきましては、1ゴールド集落12万円が上限となっております、大体申請の平均も当たっていますけれども、9万円台ぐらいが1件の平均になります。12万円補助金を出せるんです

が、申請を拾い上げていくと、1ゴールド集落が9万円台の平均的な補助金になると、そういう目安です。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（森満 晃）今回10年ごとでこの年齢の見直しということで、今後もまたその10年ごとに見直しをされるのか。それとも、また情勢によって短縮して見直しがあるのか、その辺の目標があったら教えてください。

○地域政策課長（屋久弘文）先ほど申し上げましたが、本年度でとりあえず失効期限が来ますので、3年間あと延長をさせていただくということでございましたが、その先は今見通せていない状況でございます。

今回も実はゴールド集落につきましても、廃止をしようとかという検討もしたんですけども、先ほど申し上げましたように、すごく地区コミにも自治会にも高評価を受けている補助金でございましたので、継続する方向で何とかできないかという検討を行ったものですから、こういう提案をさせていただいていますが、ちょっと3年後以降の方針的なものは、まだ今のところは検討はしていないところでございます。とりあえず3年間だけを検討させてもらいました。

○議員（森満 晃）そうですね、やっぱりその3年以降もやはりゴールド集落の皆さんというか、高齢者の方々も非常に利便性の高い補助金だと思いますので、ぜひともそういう方々に寄り添った形で、またその施策というか、その辺も見直しをしていただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「討論」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）薩摩川内市の財政事情から、今回補助金が65歳から70に歳なる、これはもう明らかなことであって、実際その市民に対する福祉とは何かということがやっぱり問われる内容であると思います。

非常に助かっているという事業をカットしていくということになりますので、反対をいたします。

○委員長（徳永武次）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次）起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）補正予算の関係ですが、歳出から説明をいたします。予算書の34ページをお開きをください。

2款1項6目企画費のうち、地域政策課分について備考欄で説明をいたします。

事項、地域おこし対策事業費の減額は、隊員の配置実績に基づきまして、報酬、社会保険料を減額するものでございます。予算上は16人計上いたしておりましたが、最高で11人の配置がなされたところでございます。12月補正要求時点で明らかに不用となった額を落としております。

次に、35ページをお開きください。2款1項15目コミュニティ費の備考欄、事項の自治会館施設整備補助費、集会所管理費、コミュニティ推進費、ゴールド集落活性化事業費につきましては、各種補助金の確定に伴う執行残のほか、空調機購

入に係る執行残や市民活動災害補償保険料の確定に伴う執行残の減額となります。

次に、歳入について説明を申し上げます。

29ページをお開きください。

19款1項61目市民活動支援基金繰入金の減額につきましては、先ほど歳出で触れましたが、コミュニティ推進費の中の市民活動支援補助金、スタートアップ、ステップアップ両コースありますが、この減額に伴いまして基金からの繰入金も同様に減額するものでございます。

次に、31ページをお開きください。

21款5項4目雑入の地域政策課分について説明を申し上げます。

説明欄の7番目、コミュニティセンター助成事業助成金、8番目の一般コミュニティ助成事業助成金の減額は、これも先ほど説明申し上げましたが、コミュニティ推進費の中の自治公民館等設置事業補助金と、一般コミュニティ助成事業補助金の確定に伴うもので、いわゆる宝くじを原資としております、自治総合センターからの助成金を減額調整をするものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）地域政策課2件の所管事務について報告をさせていただきます。

企画政策部分の資料の7ページをお開きください。

3の第3期地域おこし協力隊制度について御説明申し上げます。

地域おこし協力隊制度は、平成25年度から3年間の第1期、平成28年度から本年度まで4年間の第2期としており、本年度が第2期の終了年度となります。そこで、本年度1期・2期の

制度検証を行いまして、これまでの既存受け入れ団体に加え、新たに導入意向のありました課所であったり、地区コミュニティ協議会も取り入れまして、令和2年度からの5年間の制度として取り組むこととしております。

(1) のアが既存の受け入れ団体及び地域で、受け入れ団体・活動テーマ等に若干の変更はありますが、第3期でも引き続き地域おこし協力隊員9名を配置することとしています。

イが新規受け入れ団体となりますが、全て地区コミュニティ協議会で、5地区に5人を配置する予定でございます。なお、可愛地区の河川敷活性化イベントプロデュースと平佐西地区の平佐焼窯跡など、文化財の保存と活用につきましては、地区コミュニティ協議会がかかわりますので、地域政策課で所管はいたしますが、日常、通常の三者の調整、いわゆる地区コミと協力隊員と市と、この調整や技術的なアドバイス等につきましては、建設政策課や文化課に責任を持って進めてもらうこととしていただいております。

ウにつきましては、現在活動中で、来年3月末で任期3年を迎えない隊員となりますが、隊員・受入団体・行政の三者の合意が整っておりますので、来年4月以降も協力隊の任期であります3年間の満了するまで、現在の受け入れ団体等で活動していただくことになります。なお、期間満了後は西方・黒木の両地区には、隊員は配置しない方針でございます。

また、今後のスケジュール予定については、明けて1月中旬ぐらいから隊員募集を開始いたしまして、4月からの隊員配置につなげていきたいと考えております。

次に、8ページをお開きください。

4の第15回生涯学習フェスティバルについて説明を申し上げます。

本年度も、『学びも人生も七転び八起き！「夢＝目標」の実現を目指して』を大会テーマに、来年2月16日にサンアリーナせんだいで開催いたします。展示セクションなどに昨年度から変更はございません。

なお今回は、柔道家でありタレントでもあります篠原信一氏を講師に招きまして、「夢言実行～私の柔道人生から～」と題して、講演をいただくことにいたしております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）第3期地域おこし協力隊制度について質問いたします。

新規の受け入れ団体が5地区コミから出されているということですが、それぞれの内容が定められていて、以前からも思っているんですが、地域おこし協力隊員は必ずしもそれぞれの専門家ではないわけです。

その中で、こういったテーマをあらかじめ設定しているところで、人が見つかるのかなと思って、どういうふうな第3期方針でいくのか、各地区ごとにまた同じようにやっていくのか、各地区もそれぞれ人が集まると思ってこういった各種内容を決めているのか、各地区コミに必ずしも専門家じゃないですよという説明があったのかなと思って、ちょっとお示しいただければ。

○地域政策課長（屋久弘文）新規受け入れを行うに当たりまして、うちは地区コミュニティを管轄していますので、全48地区コミュニティ協議会に要望調査を行いまして、要望が上がってきた内容に基づきまして検討をさせていただいて、今回落としたところもあるんですが、しっかりと地域で方針、方向性を持って地域おこし協力隊制度を導入して取り組まれるという大前提で、簡単ではありますが、内部的な審査もしつかりした上で、この5カ所は選定をさせていただいたところでございます。

もちろん、その地域おこし協力隊員がそういった資格を持っているとか、専門家でないということは承知の上で、配置をさせていただいているところでございます。

○委員（坂口健太）ちょっと別な観点で質問したいんですが、各自治会館とか地区コミセンで民間事業者が商用利用できるとかできないとかの規程ってあるんでしょうか。

○地域政策課長（屋久弘文）直接ここには関係はないかもしれませんが、コミュニティセンターなんかの管理規則がありますので、営業目的での使用はお断りをしているところでございます。

自治会館は市が持っておりませんので、自治会で建設をされているので、自治会の会館利用の規約があると思います。それに基づいて運用してい

ただいているところでございます。そこには、市はちょっと関与はしないところです。

○委員（坂口健太）今コミセンに関しては規約で禁止されているということでしたが、理由等あるのでしょうか。

○地域政策課長（屋久弘文）コミュニティセンターは、市が所有をしていたり、あとはそのセンター自体を市が所有をしていたり、あとは市の別ないわゆる出先機関の中に間借りをしていたり、そういった形でのセンターになりますので、あくまで公共施設ですので、公共施設の位置づけから、営利的な利用はお断りをさせていただいているところでございます。さっき言いました管理規則に、そういうふううたわせてもらっています。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

#### △第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（徳永武次）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局の説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）地域政策課は関係分が3件ございます。1件ずつ説明させていただきます。

素案の67ページをお開きをください。政策5の施策3「学び活かす生涯学習と多文化共生」について、現状に合わせ文言の整理、並びかえ等を行っているところでございます。

また、関係する課も社会教育課を初め、中央図書館、交通貿易課、施設課と地域政策課で、多くの課が所管している施策となります。10月15日に配付をしてある分ではなくて、差しかえたもので主な変更点について説明をさせていただきます。青字が変更部分になろうかと思います。

まず、魅力・現状・課題の項目につきましては、①に、市が生涯学習を推進する上での基本となる生涯学習推進計画を、また、地域や市民団体等の日ごろの生涯学習の集大成として、成果を発表する場である生涯学習フェスティバルを新たに明記

し、あわせて、人生100年時代の到来を見据え、若い世代から高齢者まで、学びやすい環境づくりを整えることを表現してあります。

②につきましては、表現、文言の整理を行っております。

③については、施策2「地域全体で子どもを守り育てる環境整備」の①に移行してございますので、本施策では削除となります。さきに社会教育課が説明した内容のとおりでございます。

④につきましては、訂正後は③となりますが、常熟市と昌寧郡の両友好都市間の交流に伴いまして、行政や民間団体などによる交流が図られ、友好会所——会議所のことですが、友好会所や友好大学の協定なども結ばれていることを踏まえた表現としたところでございます。

また、あわせて本市国際交流協会を中心に外国語講座などを実施しており、今後、市民の国際理解・国際協力・多文化共生の意識の更なる向上が求められていることを表記いたしました。

「めざす姿」については、変更はございません。

成果指標と目標値につきましては、市民アンケート結果の活用部分を削除し、新たに①については、市民大学講座の参加者数、②については、すてきびとの登録者数、③につきましては、本施策から削除、④は訂正後に③となり、友好都市交流事業・国際理解事業の参加者数とし、それぞれ現状値・目標値を設定してございます。

施策の方向性につきましては、①の中に、生涯学習に係る学びの場でもある中央図書館及び図書館分館の、図書資料等の充実を新たに加えました。また、③については削除になります。

施策体系につきましても、先ほど説明申し上げました③を削除し、④の多文化共生の推進を③としているところでございます。

市民と行政の役割分担につきましても、「家庭の教育力の向上」に係る部分を削除いたしまして、行政の役割の部分の中で、国際理解を深めるための後に「国際交流協会と連携し」という表現を追加をいたしましたところでございます。

以上、政策5の施策3の説明を終わります。

次に、75ページをお開きください。

政策6の施策1、「地域力を発揮するコミュニティ活動等への支援」についても、現状に合わせ表現・文言の整理・並びかえなどを行っております。

す。主な変更点を説明申し上げます。

まず、魅力・現状・課題の項目では、①に平成29年度から西方地区と黒木地区に配置をしております地域課題の解決のための地域おこし協力隊を、今後も他地区へも配置予定であるため、「地域おこし協力隊の活用」を表現として入れてございます。

また、平成22年度から、地域の再生・活性化を目的として制度導入しております「ゴールド集落への支援」を新たに表現してございます。

②につきましては、合併時は85%あった自治会加入率が、現在は78%台となっており、年々減少し続けているため、「自治会加入を促進する」という表現を明記いたしました。喫緊の課題でもあると考えております。

③につきましては、新規項目となりますが、77ページの施策体系の③に「持続可能な地域づくりへの支援」を掲げていることもありまして、それに対応した項目となります。

高齢化・人口減少の進展によりまして、住民生活に必要な生活サービスや機能が維持できなくなっている地域がある中で、地域コミュニティを維持して、持続可能な地域づくりを目指す「小さな拠点づくり」の推進を、あわせて小規模な自治会が増加しているため、本市自治基本条例に定める自治会の自主性・主体性を尊重した再編への支援、また、地域を支援する職員の配置の検討などを表記しております。

さらには、地域コミュニティのみでは、共生・協働による持続可能な地域づくりの実現は厳しいため、NPOや市民活動団体等へも支援を行うことにより、多くの団体・個人が市民活動に参加・参画しやすい環境づくりを進めるとともに、市民活動を支援する拠点施設の整備につきましても、表現として加えてあります。

「めざす姿」には、大きな変更はございません。

成果指標と目標値につきましては、市民アンケート結果の活用部分を削除し、①については、地区コミュニティ活性化事業補助金の利用団体数、③に小さな拠点数を加えた上で、それぞれ現状値・目標値を設定してございます。

施策の方向性につきましては、①に先ほど説明申し上げましたゴールド集落支援や地域おこし協力隊の活動支援を、③には、小さな拠点の取り組

み支援やコンベンションセンター内に設置を検討している市民活動センター、小規模自治会の自主的・主体的な再編への支援、NPO等への支援・市民活動情報サイトの活用推進などを表記してございます。

施策体系については、先ほど説明しましたとおり、③を新規で、次の市民と行政の役割分担については、記載のとおりでございます。

最後に、素案の39ページをお開きください。

政策3の施策3、「市民ぐるみによるシティセールスの推進と観光物産ビジネスの展開」につきまして、地域政策課も関係課になりますので、施策の方向性を中心に説明をいたします。41ページをお開きください。

最初に①の一番下になります。平成21年の「観光元年宣言」の後に、歴史・文化、地域の祭やイベント、温泉など、地域の特色ある観光資源を活用した地域づくりを推進するために、地域の人材と一体となった受け入れ態勢の充実を図ることとしております。

次に、④の1番目になります。記載のとおり、地域政策課としてもコミュニティFMや市民活動情報サイトの活用、あるいは各種メディアに依頼し、地区コミュニティ協議会や自治会の活動などを地域情報として積極的に発信していきます。

最後に、⑤の一番下になります。ぽっちゃんプロジェクト、いわゆる地域おこし協力隊制度を活用して、地域振興・地域活性化につなげ、観光地域づくりを推進するとともに、地域政策課としては、特にコミュニティビジネスの推進を図っていききたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）素案について質問いたします。

自治会の加入率の目標の件なんですけど、現在78%台ということで、85%まで自治会の加入を促進してもっていききたいということで、非常に意欲的な目標だとは思んですけども、これだけ横とのつながりから離れて、個でそれぞれで生きていくというような精神性ができてきている中、なかなか7%を5年間で高めていくのって、非常に難しいんじゃないのかなと思っていて、むしろ

今の数字を維持していく、例えば80%なら80%で維持していくという方向性でも、必ずしも別に悪いわけではないかと思うんですけど、85%という目標を設定した理由というのはあるんでしょうか、お示してください。

○地域政策課長（屋久弘文） 合併当時は85%台で推移をしていた関係もありまして、できることならばその数字に近づけたいというふうに計画をしているところです。

ただ、今言われましたように、80%ぐらいを目指すのが普通なのかなというふうには考えているところです。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
以上で、地域政策課を終わります。

---

#### △情報政策課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、情報政策課の審査に入ります。

---

#### △議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○情報政策課長（佐多誠一） 予算に関する説明書35ページをお開きください。

2款1項7目情報管理費は、1,430万円の減額でございます。その内訳は、地域情報化推進事業費の工事請負費で440万円の増額、情報管理費の使用料及び賃借料で1,870万円の減額でございます。

情報管理費の使用料及び賃借料の1,870万円の減額につきましては、職員パソコンの更改、仮想化統合基盤更改の2件につきまして、リース入札の結果による執行残でございます。

地域情報化推進事業費の工事請負費で440万円の増額につきまして、その詳細は委員会資料により御説明いたしますので、委員会資料の9ペー

ジをお開きください。

地域情報化推進事業費に係る携帯電話伝送路管理運営事業について御説明いたします。

（1）の事業概要でございますが、本市所有の携帯電話伝送路を共架しております九州電力所管の電柱の新設・撤去工事に伴い、本市光ファイバーケーブルを424メートル新規敷設し、現在の光ファイバーケーブルを439メートル撤去するものでございます。

この背景といたしましては、平成21年度に国の補助事業を活用いたしまして、陽成地区の携帯電話の不感地域へ光ファイバーケーブルを敷設し、その解消を図ったところでございます。

その区間の一部に、現在、民有地等を経由している九州電力所管の電柱等がございましたため、その維持管理の効率化を図るために、県道沿いの新規ルートに九州電力所管の電柱を新設し、既存の電柱を撤去するという通知が九州電力からあったことから、本市の携帯電話伝送路を変更する必要が生じたものでございます。

補正予算額は、440万円の増額でございます。

（4）の経路・位置図ですが、次のページ裏面の地図をごらんください。

陽成地区の携帯電話伝送路のうち、今回工事の対象となる場所は、松岡自治会館付近になります。

中段の吹き出しの説明部分をごらんください。  
右側の点線、既存ルートの光ファイバーケーブルを439メートル撤去、左側の太い点線、新規ルートの県道沿いに光ファイバーを424メートル新設するものでございます。

この携帯電話伝送路は、水引トンネル付近から、陽成町都合を越えた地域まで延びておりまして、陽成地区で携帯電話の利用が可能となっているものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関しての報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（徳永武次）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局の説明を求めます。

○情報政策課長（佐多誠一）資料の54ページをお開きください。

計画（案）に係ります施策4の5、次世代情報通信基盤整備とICT、IoT等の活用推進について、主な変更点等を御説明いたします。

まず施策の名称につきましては、「次世代インフラ」から、「次世代情報通信基盤」へと変更しています。これは、光回線サービスの構築を主な目標としたものでございます。

魅力・現状・課題に記載のとおりでありまして、近年、スマートフォンが普及いたしまして、IoTが進展し、通信ネットワークは高速化・大容量化しております。国は、官民データ活用推進基本法を制定し、その中で、AI、IoT、クラウド等が定義されまして、情報通信インフラ支援策や5G活用促進策を活用した次世代通信基盤、いわゆる光回線による通信基盤の構築を求められているところでございます。

次の55ページになりますけれども、本市の地域情報化計画に掲げました「人と地域が情報通信技術でよりよくつながり、安全・安心と活力のあるまち薩摩川内」を目指しまして、情報の電子化による事務の効率化、ICT、IoT等を効果的に利活用する施策に取り組みながら、結果として市民の皆様が次世代通信基盤を使うICT、IoT等のサービスが受けられるように目指してまいりたいと考えております。

成果指標と目標値につきましてですが、光回線のサービス利用可能世帯率といたしまして、現在

は川内地域の市街地部など一部の地域にとどまっております。これを、100%を目指して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

地域情報化推進計画の進捗率につきましては、現行の計画は平成28年度から令和2年度の5カ年計画といたしまして、防災関連システムの整備、子育てに係る情報発信、学校現場でのICT活用等々、41の施策を掲載しております。

しかし、施策を推進するために必要な通信基盤の整備がくれぎみであるという現状を踏まえまして、その進捗率が50%にとどまっておりますけれども、この通信基盤の整備に伴いまして各施策を推進し、60%以上を目標としたいと考えているところでございます。

施策の方向性につきまして、次世代通信基盤の整備といたしましては、光回線によるブロードバンドサービスエリアの拡大、無線系サービスエリアの高速化につきまして、これまで以上に電気通信事業者との連携を図って、整備を進めてまいりたいと思っております。

次の56ページになりますけれども、市民の皆様、事業者の皆様と協働しながら、通信事業者と連携しまして、光回線サービスエリアの拡大に努め、ICT、IoT等を活用した施策を推進して、市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）55ページの光回線サービスエリア利用可能世帯率については、100%を目指すということですが、これは、実現性ですよ、100%、いわば光はどこでも使えるよというふうにしようというわけですよ。実現性というのは、どのぐらいあるんですか。

○情報政策課長（佐多誠一）御質問の分ですが、これまでも答弁申し上げておりますとおり、正直言いまして財源的な部分が一番ネックになっているところでございます。

本市としましては、やはり市民の皆様の情報伝達がしっかりできるように、格差をなくしたいという思いから、一応100%という形で掲載させていただいているところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、情報政策課を終わります。

---

△広報室の審査

○委員長（徳永武次）次は、広報室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

○委員（坂口健太）広報薩摩川内についてちょっとお伺いしたいんですけど、本年の8月ぐらいから表紙がリニューアルをされて、大変よいことだと思うんですが、一方で毎年印刷業者等が変わって、今年度から変更したところはいいと思うんですけど、来年度からこれまでテンプレートとかに基づいてつくっていた分、作業量がふえるのではないかなと。その分、来年度から広報薩摩川内の予算って上がったりののかなと思って、今の方針というのを伺ってみたいと思います。

○広報室長（黒木 諭）広報紙の予算の面でございますが、今財政課に来年度で要求している分につきましては、消費税増税分と、人件費の増の跳ね返りというところは考慮して要求しているんですけども、中身が質を上げるためにいろいろなコーナーをふやしたりとかいう分は、既存予算の範囲内で広報室と業者の方と協力して取り組んでいくということで、予算要求しているところでございます。

○委員（坂口健太）答弁ありがとうございます。来年から広報室の皆さんも大変さまざまな企画をされて、市民の皆様も読みやすいものになっておりますので、印刷業者の方々にできるだけ負担にならないような形でやっていただければ幸いです。

○委員（落口久光）可能性の話でいいんですけど、

ど、本市に目の不自由な方が何人かいらっしゃいますけど、そういう方々への音声広報紙みたいな計画とかという考え方っておありでしょうか。

○広報室長（黒木 諭）点訳、音訳の部分については、現在も市内のサークル活動をされている団体にお申しまして、そのサークル活動のところで要望がある市民等の数を押さえていただいて、その分について予算化して、作成して配付しているところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、広報室を終わります。

ここで、休憩します。

再開は、おおむね15時10分とします。

~~~~~

午後2時54分休憩

~~~~~

午後3時10分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ひとみらい政策課の審査

○委員長（徳永武次）ひとみらい政策課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止をしておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○ひとみらい政策課長（山元義一）まず、歳出予算です。予算に関する説明書の34ページをお開きください。

2款1項6目企画費でございます。説明欄をごらんください。ひとみらい政策課分は、男女共同参画政策費で委託料を40万円増額しております。

補正の理由を説明いたします。

この委託料は、市が主催する各種講演会、セミ

ナー、イベント等に無料託児所を設置するための託児業務委託料です。当初予算で予定していた各種講習会等に加え、新たに託児が必要な講習会等が加わったため、増額補正をお願いするものであります。

次に、歳入につきましては説明箇所はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（徳永武次）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、当局に説明を求めます。

○ひとみらい政策課長（山元義一）6ページをごらんください。

施策2、安心して子どもを産み育てられる支援の強化については、総合戦略の「子育てするなら薩摩川内」に位置づけられた、この項に関する施策を加えたことにより見直しを行ったところです。

魅力、現状、課題について、①では、新たに施策の方向性に加えた「出会い・結婚新生活の支援」についての記載を加えています。

②から④については、前計画以降の取り組みの追記や文言の修正を行っています。

7ページをごらんください。

目指す姿については、変更はありません。

次に、成果指標と目標値についてです。③の待機児童数以外は新たな成果指標となります。

①「出会い・結婚新生活の支援」の成果指標は、婚姻件数としました。

②「多様なニーズに応じた子育て支援の充実」の成果指標は、前計画では市民アンケートの割合でしたが、合計特殊出生率に変更しました。

④「子育て相談体制の充実」の成果指標は、前計画では市民アンケートの割合でしたが、今回、市民健康課で毎年実施しております、子育て世帯アンケートにより「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」としたところです。

次に、施策の方向性をごらんください。

従来の施策に加え、新たに総合戦略の取り組みである「出会い・結婚新生活の支援」を①として加え、従来の三つの施策を②以降に順送りしております。

①「出会い・結婚新生活の支援」では、結婚を希望する人が結婚できるよう、引き続き出会いの場の提供を行うとともに、結婚新生活に伴う経済的負担の軽減を図ってまいります。

②では、新たに二つ目のひし形を加え、現在取り組んでいる総合戦略の取り組みに加え、新たに「もう一人持ちたい」と思う子育て世帯の夢をかなえるため、妊娠・出産・子育ての各段階に応じた支援を行うこととします。

③では、「引き続き、待機児童の解消に取り組むとともに」を加えました。

8ページをごらんください。

④では、前計画以降の取り組みに対応するため、わかりやすく二つに分けて記載することといたしました。

施策の体系に、①の「出会い・結婚新生活の支援」を加え、全ての施策に総合戦略を加えました。

最後に、市民と行政の役割分担については、文言修正を行ったところです。

次に、78ページをごらんください。

施策2、お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進について説明いたします。

魅力、現状、課題については、①は、「人権教育、啓発」についての記載になります。前計画を踏襲しながら、前計画策定後に新たに加わったLGBT等の人権問題に対する取り組みを加えています。

②と③については、前計画以降の取り組みの追記や文言の修正を行っています。

次に、目指す姿については、前計画から変更しておりません。

79ページをごらんください。

成果指標と目標値については、前計画では全て市民アンケートの割合となっていたため、今回、新たに設定を行いました。

①「人権教育・啓発の推進」については、成果指標を啓発、広報活動につながる特設人権相談所の開設回数と人権教室の開催回数とし、年度によって濃淡があるため、5年間の累計を目標値に設定しました。

②相談体制の充実の成果指標は、相談員のスキルアップにつながることから、女性・家庭生活支援相談員の研修会参加回数としました。

③男女共同参画社会の実現に向けた啓発と取り組みの促進の成果指標は、二つ設定いたしました。一つは、啓発活動につながる男女共同参画講座受講者数とし、もう一つは、女性活躍の取り組みから、成果指標を女性活躍推進認定企業数としました。

次に、施策の方向性をごらんください。

①と②では、「魅力、現状、課題」の①②を踏まえ、文言の修正を行っています。

③では、二つ目のひし形「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶意識の浸透を図ります」については、78ページの「魅力・現状・課題」の②にも記載のDVに、男女の人権を侵害するあらゆる暴力も含まれること。また、相談窓口も一元化されたことから、ここからは削除いたしました。

四つ目と五つ目のひし形は、前計画以降新たな取り組みとなった女性活躍の取り組みを追加いたしました。

80ページの施策の体系及び市民と行政の役割分担については、前計画から変更しておりません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）2点お伺いしますが、最初のほうの適当な相手が見つからないという表現になっておるんですけど、結婚するのに適当というのはどういう意味なのか。ここを教えてくださいたいと思います。

というのは、相手が見つからないというのはわかるんですけど、適当なというのは何が適切なのかということも浮かんでくるので、そこをまずお聞かせ願いたい。

それから、LGBTを特に人権問題として取り上げていらっしゃるんですけど、それを取り上げるのであれば、今、結婚をしたくないけど子どもが欲しいという方もいらっしゃる。この性差別問題、こういうのがなくなったとしても養子縁組とか、女性の方であれば子どもだけ欲しいとかというような方もいらっしゃる。

それらを含んだものの今後の目標はないということは、これ見ると全部、全て結婚が前提になっている。だから、そういう多様な世代、多様な人権、人格に向けてつくるような制度であれば、そこ辺を盛り込んでいったほうが良いような気もするんですが、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○ひとみらい政策課長（山元義一）最初の質問の「適当な」というところにつきましては、「適当」にはいい加減というような意味もございしますが、ここでの「適当な」は、ある条件、目的、要求などにうまく当てはまる、かなっているということとして使われております。

このように書いたのは、国立社会保障人口問題研究所の調査の中で、このような適当な相手にめぐり合わないというような、そういうことでの調査項目となっていたので、それを引用しているものですから、このままの表現とさせていただいたところです。

○ひとみらい対策監（平原一洋）済いません。2点目のほうについてお答えさせていただきます。

確かに、今回、LGBTということで、性的少数者についても文言の整理をさせていただいたところございまして、男女共同参画基本法におきます男女の人権の中につきましては、男性、女性、それから性的少数者、それから障害者、いろいろなそれぞれの特性を持っている方についても、その人を構成する属性の一つだということのくくりの中で、人権として尊重しなきゃならないというスタンスで、この取り組みのほうはしております。

それで、結婚する、しないというのは個人の自由でございますので、それについて、こちらのほうがどうこう言うわけではございませんが、結婚してない人について、そういう対策を行わないと

いうわけではなくて、また、なかなか数値化する部分のところは厳しいですけども、先ほど言ったように、その人たちの考えというのを尊重しながらも、結婚したいと思っているがなかなか結婚できない人たちについては、婚活であったりとか、そういうほうに少しでも誘導していけばいいかなというところでの取り組みとして示してございますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（川添公貴） わかりました。

そういう特性のある方々のそれは認める。それは正しいことなので。その中で、あえて何で言ったかということ、スウェーデンかノルウェーだったかな、そういう結婚を前提としない妊娠、出産にも同じように制度設計が組まれている。そのことによって出生率がものすごく上がってきてる。

だから、それがいいとか悪いとかというんじゃないで、あそこは税金が高くて、全て社会保障が整っているからできるだけのことであって、そういうことを認めていくことによって、薩摩川内市としてはそういう制度をきちっとつくってありますよということによって、そういうことを認められる。同じように生活ができるというのを盛り込んでいくことで、将来的なそういういろんな多様性を持った方々に対応できる内容になるんじゃないかなと思ったんで、今言っただけのことで、よければ今後の検討材料にさせていただき、本当は文言に入れてほしいとは思っています。

○ひとみらい対策監（平原一洋） ありがたい意見だと思います。確かにおっしゃったとおりに、北欧とかであればシングルマザーについても、結婚と同様のそういう例えば給付であったりとか、支援もできるようになっていますが、なかなか日本の今の現状というのは、もともとが結婚とか、そういうのは前提にした制度設計というのは、確かにございますけども、これにつきましても、今後、文言の中にはなかなか厳しいとは思いますが、そういう視点というのは大事であるというふうに認識はしているところです。

○委員（坂口健太） 質問させていただきます。

素案について、成果指標と目標値について。婚姻件数を目標値として450件を掲げられていて、現状から3%から4%の伸びを目標とされています。

一方で、合計特殊出生率については、1%ほど

の伸びしかないような目標値を定められています。

これから子育て環境の支援の充実強化を図られていくのであれば、婚姻件数がふえなくとも合計特殊出生率は伸びるはずであるし、婚姻件数が3%から4%の伸びを前提とする中で、合計特殊出生率が1%ほどの増加しか図れないというのは、こういったような目標値の設定の仕方をしているのでしょうか。

○ひとみらい政策課長（山元義一） 目標設定の考え方を説明します。

婚姻件数につきましては、過去5年間の婚姻件数の平均から目標値を設定したところですので、平成25年から平成29年までの合計を平均の5年間で割って、そのぐらいの目標でというような形で450件は設定したところです。

合計特殊出生率につきましては、人口ビジョンで設定している目標値がございまして、令和2年が1.87、令和7年が1.92という形で設定してあるので、そこから算出しまして、令和5年の1.90を積算しておりまして、それぞれ婚姻件数と合計特殊出生率のそういう関係で目標値の設定をしていないところでございます。

○委員（井上勝博） LGBTの問題で、昨年までは市民課が対応されていたわけですが、ひとみらい政策課じゃないかなとは思ってたんですが、ひとみらい課でこのLGBTのことも、今後は扱っていくという考えになったと理解してよろしいのでしょうか。

○ひとみらい対策監（平原一洋） LGBTを含めまして、人権の問題につきましては、市民課のほうでいろいろな相談業務等も行ってございますけども、男女共同参画的な視点から言いますと、男女共同参画の基本になるのは、人権の尊重と男女平等、そういうようなのが基本となってきます。多様性もございますので、そういうような考え方から言えば、我々のほうでもこのLGBTのほうに対する啓発活動等については、力を入れていかなきゃならない状況になってくるというように認識はしています。

○委員（井上勝博） LGBTの方々は、人知れぬいろんな苦勞とか悩みを持ちながらなんですけど、実際は市民課のほうで窓口というふうに。そして、そのひとみらい政策課のほうは、関連性をどう考えればいいのかということなんですけど、どう

为什么呢。

○ひとみらい対策監（平原一洋） 先ほど言いましたように、人権の取り扱いについては、組織的に分かれている状況はございますけれども、一義的な相談業務とかにつきましても、市民課窓口並びに法務局のほうで人権相談等はございますので、そちらのほうを紹介したりしたいと思います。男女共同参画の一環の中で、このLGBTの多様性についてと、そういう講座であったりとか、学校等におきましても小さいうちの、小学校、中学校からの男女共同参画の中でのこういうLGBTの教育というのも、今後必要になってきますので、そういうもの等の対応というのは、我々ひとみらい政策課のほうでやっていくべきかなと考えておるところです。

○委員（落口久光） 先ほどの坂口委員の質問に関連して、婚姻数の平均値と言われましたけど。平均値の数値は何ぼだったのか教えてください。

○ひとみらい政策課長（山元義一） 平成25年が487、平成26年が442、平成27年が463、平成28年が463、平成29年が434ということで、平均しますと457.8になります。

○委員（落口久光） だったら460かなと思うんですけど。細かいこと言って申しわけないんですが、ちょっと下方修正済みかなと。

あと、それもしょうがないんで、あと今回、合計特殊出生率で出されるというふうになっているんですけど、多分この数字からいきますと、今までの計画からいくと数値的な下方修正かなというふうに私は認識しているんですよ。計画対計画で見たらですよ。そうした場合に前回の計画の時の目標値の合計特殊出生率は何ぼで、今回の1.9でなくした場合に令和5年度の出生数は、何人で見られているかというのを、ここでちょっと数字で教えてください。

○ひとみらい政策課長（山元義一） 済いません。人口ビジョンのほうから言いますと、令和2年の出生数が738、令和7年が687という数字が目標になっています。

○委員（落口久光） 人口動態で大体計算できませんかね、これ。どうでしょう。

○ひとみらい政策課長（山元義一） そのときの人口は、令和2年で9万2,538人、令和

7年で8万8,764人という形で人口ビジョンのほうはなっています。

○委員（落口久光） 答えが出ないので、もうこれ以上は追求しないですけど、令和5年度の数字を出すんだったら、その数字を目標の具体的な数字とそこから導き出したやつの出生率であったりとか、そういうようなアプローチの仕方をするのが正しいやり方じゃないかという気がするんですよ。見た感じは大体想定はできるんですけど。

これからいったら、もっと人口は減るよねということになりますよね。そうなった場合に、このペースだとまだどんどん減ることなので、減るんだったら人口はこういうふうに、子ども出生するもこんなに減ります。人口も減っていきます。だったら次は、産業政策はどういうふうにしてもっていくべきかとかという横展開をどんどんしていかなければいけない。一番ベースの取っかかりのところだと思っているので、そこら辺の数字をばしっと出して、それに対して各関係所管のほうには産業施策をもっと拍車をかけるべきなのかとか、きょうもちょっと議論の中で出た歳出をどうやって削減していくのかというところに、もっとリソースを裂くような動きに変えていくようにしていかないと、最終的には財政破綻にどんどんいって行くのを、自分たちがいる間は財政破綻しないから、後の世代にそれを持ち越すんだというふうにはしか見えないので、そのやり方はどうかと思うんですけど、そういう考え方、間違ってますかね、どうでしょう。

○ひとみらい対策監（平原一洋） 確かに、いろいろな施策のもとになってくるのは、こういう人口の動態とか、そういうふうになってきますので、そのあたり、今、御指摘いただいたように、この数字の目標値についても少し精査をさせていただきたいと思いますし、また、この人口の流れがどのように、今後の施策に反映するのかというのも、もう少し私どものほうでも精査させていただきたいと思います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（成川幸太郎） 今の出生率に関連して

ですけれども、令和5年が682人の出生数と言われたんですが、出生率というのは人口1,000人に対する1年間の出生実数の割合ですよね。人口が8万8,000人ぐらいで1.90だったら1,600人ぐらいの子どもが生まれなきゃいけないという計算になってくるんですけれども、先ほど落口委員が言われたように、この計画をつくる時に婚姻件数はふやすんだけど子どもが生まれる人数を今よりか少なく見積もっていくというのは、人口減対策に全くならない計画をつくってらっしゃるんじゃないかなと思うんですけれども、同じような質問になるけど、そこら辺はどういうふうに捉えて計画つくられたんですか。

○ひとみらい政策課長（山元義一） 合計特殊出生率につきましては、一人の女性が一生の間に産む子どもの数というのが定義になっているものですから、その先ほどのケースとは、ちょっと違ってまいります。

うまく説明できなくて済みません。

○ひとみらい対策監（平原一洋） 補足になりますけれども、先ほど言ったように合計特殊出生率というのは、一人の女性が婚姻、未婚等に関わらず、19歳から45歳までの年齢別で試算した時のその一生の間で産む子どもの数でございますので、例えば薩摩川内市の何万人に対して何人産まれるかという、そのような出生率とは若干違います。

今回、この出生率のほうについても、条件を満たしているのは、あくまでその出生数ではなくて、女性が一生に産む数を少しでも上げることで、生まれる子どもの数を少しでもふやしていきたいという思いでこの数としてあるところですので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、ひとみらい政策課を終わります。

△総務課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、総務課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市

一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎） まず、第5回補正の予算に関する説明書の34ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事項総務一般管理費で489万2,000円の減額でございます。

補正理由は、給与につきましては10月異動及び育児休業職員の実績に伴う減額。職員手当等は、業務増に伴う時間外勤務手当の増額。共済費につきましては、標準報酬月額の変動に伴う減額が主なものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第154号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次） 次に、議案第154号薩摩川内市職員給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎） それでは、議案つづりのほうにつきましては、その2、154ー1ページからになりますが、別冊の総務部関係の議会資料のほうで説明させていただきますので、議会資料の1ページをごらんください。

まず、改正経緯、理由等でございますが、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布施行に伴い、本市においてもこれに準じて改正しようとするものでございます。改正条例は、2に記載しております四

つの条例を改正するものでございます。

主な改正内容は、まず、（１）のアになります
が、職員の勤勉手当を０．０５月引き上げ、年間の支給割合を４．５月とするものでございます。

次に、イの給料につきましては、若年層に重点を置いた給料表の水準の引き上げで、給料を平均０．１％プラス改定するもので、こちらの下の表にありますとおり、若年層の約２割がプラス改定となるものでございます。全職員の平均増加月額
は約２７５円となっております。

次に、ウの住居手当でございますが、支給対象となる家賃額の下限を４，０００円引き上げるものでございます。ただ、控除する額を上げるといことになりますので、こちらの分については、実質手当額は減となるものでございます。

一方で、上限を１，０００円引き上げ、上限を２万７，０００円から２万８，０００円とするものでございます。

２ページをごらんください。

２と３につきましては、市長、副市長、教育長、議員の期末手当を０．０５月引き上げ、年間の支給割合を３．４月とするものでございます。

４の施行期日につきましては、給料におきましては平成３１年４月１日から遡及適用、期末手当につきましては令和元年１２月１日から適用、住居手当につきましては令和３年４月１日から適用させていただくものでございます。

最後に、今回の給与改定に伴う所要額は、はね返りも含めて総額で約２，６００万円となるものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第１５５号 令和元年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） 次に、議案第１５５号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。（５０ページの発言により訂正）

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎） それでは、６回補正の一般会計に係る人件費全般を総務課において御説明いたします。

今回の補正は、先ほど説明いたしました議案第１５４号に伴う補正でございます。予算に関する説明書の４２ページをお開きください。

まず、給与費明細書の１の特別職、表の比較欄になりますが、市長、副市長、教育長の４名及び議員の期末手当について７１万６，０００円の増額となります。なお、共済費の２万４，０００円は、はね返り分でございます。

次に、４３ページをごらんください。

一般職の給料改定による補正が３３０万５，０００円、勤勉手当の引き上げに伴う補正が１，７１３万８，０００円であり、その他の職員手当や共済費は、改定に伴うはね返り分で、一般職に係る補正の総額が２，４９４万円の増額でございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎） それでは、所管事

務調査につきまして、総務文教委員会資料1ページをごらんください。

これまで、6月、9月議会の総務文教委員会において、来年4月からスタートします会計年度任用職員制度について、随時これまで概要説明をしまいたしましたが、現段階の骨子について報告いたします。

それでは、資料の1ページをごらんください。

会計年度任用職員制度につきましては、9月議会で上程しております。1の法令改正の概要につきましては、任用根拠の明確化、服務に関する規定の適用、勤務条件の見直しにつきましては記載のとおりでございます。

2の本市制度設計の骨子としまして、現段階を説明いたします。

まず、(1)の月額支給者の勤務時間を一般職員の4分の3、2分の1勤務として区分を設定しております。

2ページの3の表をごらんください。3段目にございますとおり、まず、勤務日数につきましては、現在の嘱託職員17日勤務でございますが、4分の3としまして16日勤務としたいとしますのでございます。臨時職員につきましては、15日で変更ございません。

次に、1ページの2の(2)になりますが、今回、一般職給料表をベースに設定しております。下のほうに書いてありますとおり、勤務状況が良好な時ということで、1年間の人事評価を行いたしまして、報酬額を再度任用する場合には報酬額を見直すこと。昇給相当で調整することで、今、協議をしているところでございます。

また、2段目に一般職員の給料表を基礎とし、人事院勧告に対応した報酬額の改正が可能となります。

右の2ページの4の表をごらんください。現在、一番左のほうで現行の級・号給ということで、現在の嘱託員の給料表につきましては、1-53号まで区分しております。これを3列目にあります区分で10種までにまとめていきたいと考えております。

ただ、この金額につきましては、先ほど言いました一般職員の給料表をベースに4分の3を試算して新報酬を設定しております。よって、人事院勧告等で先ほど言いました、給料表が変更になっ

た場合につきましては、こちらの新報酬も変更するというので、連動していくというふうになっております。

また、3番目の月額の会計年度任用職員に対し、期末手当を支給とございますが、現在、フルタイム勤務者につきましては、一般職員の支給率——これ現在は2.6でございます。また、パートタイム勤務につきましては、再任用職員の支給率——これは1.45でございます。

右の2ページの3のほうにありますとおり、4行目に期末手当としましては、嘱託職員は1.45、6月と12月にそれぞれ0.725月支給したいと考えているものでございます。ただし、初年度、来年の6月期につきましては、期間率が適用されますので若干減となります。

次に、2ページにまた戻りまして、4番目の通勤手当相当の費用弁償につきましては、支給額を見直し、現在の本市独自の単価表から国家公務員の通勤手当の部分の適用して支給していきたいと思っております。大部分がこちらについては増額になる見込みでございます。

最後に、5番目の任期の取り扱いの変更についてでございますが、現在は、嘱託職員につきましては、1年を任期として5年までをめぐりに公募し、原則として最長5年の勤務ができるとしておりますが、今後につきましては、特に年数等何年までというのはございません。ただ、採用の仕方につきまして、国の期間業務嘱託職員に合わせまして、2回だけ公募を省略することができるとしております。1年目公募した場合には、勤務評定しまして、2年目、3年目は公募を省略するというふうに考えております。

次に、平等性を配慮しまして、先ほど言いました年数や年齢による上限は設定することはないということにしております。

最後に、右の3番になりますが、一応名称、雇用形態を書いてありますが、先ほど言いました報酬額につきましては、支給区分の大幅な変更に伴い、職ごとの増減が異なってきます。

少し4番目で補足説明しますと、先ほど言いました現行の旧号給につきまして、まとめて10区分に整理したいと考えておりますので、それぞれの影響月額が変わってきます。ただし、影響月額につきましては減額になるんですが、期末手当を

含めますと、一番右にありますとおり、令和3年度以降につきましては、年収ベースでは、10万円を超える増となる予定でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、原則、全職種公募していきたいと考えておりますが、ただ、業務の支障、影響等を最小限にしたいということで、現在、5年以内の範囲で、今、公募し更新しているんですが、その範囲内においては各主管課のほうで判断し、公募を省略できるものとしております。

具体的な内容につきましては、今後、各主管課のほうで検討し、2月の広報紙で公募し、会計年度任用職員の公募、あるいは現在の嘱託員の更新という形で手続に入りたいと思っております。

○委員長（徳永武次） ここで、委員長より訂正をお願いいたします。

議案第155号の審査を一時中止しておりましたという文言を消させていただきます。

以上で訂正を終わります。（48ページで訂正済み）

ただいま当局の説明がありましたが、これを含めてこれより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 2ページ目の勤務日数の嘱託職員の場合については、17日から16日になるということで、このことによる、例えば一緒に働いている職員の仕事の負担が重くなったりとか、本人の給与が減ったりとか、いろいろ影響が出てくるのではないかと思います。そこら辺はどういう影響が出てくるのでしょうか。

○総務課長（古里洋一郎） 来年の会計年度任用職員のスタートに向けて、これまで、まず、制度設計する中で各嘱託職員がいる主管課については、随時協議しているところです。

今、委員がおっしゃられたとおり、17日から16日になることで影響がでる所についても、各調査をして、アンケート等をして、聞き取りを行っているところでございます。

1年の内にどうしてもその日を超える月がある場合につきましては、割増の手当を支給することができるということで、各所管課のほうで予算措置しているところでございますが、現在はさほど思ったよりもそういう影響がある所というのはいりません。

後、また、ほかの職員の影響につきましても、今のところは聞き取りをする中では、今、大丈夫だということで聞いているところでございます。

○委員（井上勝博） 今まで17日間、この1日ということだけど人数が多いですからね。その人数の多い分掛ける8時間ということが一体どこに行くの、その仕事はどこ行くのかということが心配されるわけです。聞き取りでは影響ないというんだけど、どこにか吸収するわけであって、そこら辺が何かよくわけがわからんですよね。どうしてそういうことができるんでしょうかね。

○総務課長（古里洋一郎） まず、各部署によって、今、言われたとおり、かなり人数の多い所もあります。そこについては、また時期的なものもあると思います。例えば市民課につきましては、4月とかはやっぱ届け出が多い時期というのがあります。それにつきましては、少し影響があるかということで、一応、そういうときにはどうしても調整できない場合については、割増ということがございますが、今、全体的に業務の改善のほうもあわせてお願いしております、今のところはそういう割増で対応できるということで聞いております。

ただ、業務の内容での平準化とか、職員等での負担とかということも調整していきながらお願いしているところでございます。

○委員（川添公貴） ちょっとよくわかりにくかったんですけど、簡単に理解させていただきたいと思うんですが、勤務日数が17から16日になった時に、月額報酬に対して、これが17日を100とした時に、16日になった分は減額するということですよ。

その分が、期末手当という形で支給されるんで、年収のトータルとしては10万円程度増収になるのではないかなというふうなふうに理解してよろしいのかな、結果的に。月額の報酬を削った分を期末手当に回すということになるわけですね、そう理解しました。

勤務時間が4分の3と2分の1ということになっていると、この会計年度任用職員に対しての有給休暇制度はどうなるのか。例えばその有給休暇をどれぐらい認めるのかというのを教えてもらいたいと思います。

○総務課長（古里洋一郎） まず、年休制度に

つきましては、現行と一緒にということで、職員の勤務日数比率に対して一緒でございます。

年次休暇の日数につきましては、国等の基準に基づいて給与を付与する予定でございます。

初年度につきましては、年に１０日間付与するということになります。

○委員（川添公貴） 前段で言ったことに答弁がなかったんで、給料を減らした分を期末手当で補ってというのは答弁がなかったんで、多分それで正解だろうと理解したいと思いますけど。

１７日でした事務量を１６日で仕上げるということは、これ不可能ではないですね。民間にいましたので、無理すればできないこともないんでしょうけども、仮にですよ、１７日の業務量を１６日にした時に、当然マイナス１日。そこに超過勤務で対応してもいけるような話をされましたけれど、超過勤務でやるより、若しくは日額会計年度任用職員をそこに補填して入れるという方法よりは、１７日できちっと整理をしておいて、今までの１７日の業務量で済ましていただいて、その時間外をかけない方法が私はいいと思うんです。時間外手当というのは労働基準法でたしか、１．２５の割増料金があるはずですよ。それら考えたときには、その方がいいと思うんですが、どうでしょう。

○総務課長（古里洋一郎） まず、１７日を１６日にした根拠でございますが、先ほど少し言いました（２）の中にありました一般職給料表をベースにまず、今後は設定していくことになります。その中で、４分の３ということでの勤務で、日数を４分の３としたときに、１６日ということになるということで、４分の３の一般職の給料表からの勤務設定をしている関係で１６日ということにしております。その中で、先ほど言いました１日減る分については、各主管課と１年目、いろんなやっぱり影響も出てくるかと思いますが、そちらについてもきちんと１６日になった影響等もヒアリングしていきながら、また対応はしていきたいと思います。スタートは１６日で考えているところでございます。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（持原秀行） 来年から会計年度任用職員というのが始まるんですが、一つ懸念するのが、本土地区はいいですよ。特段言わせていただければ、甑の診療所に勤められる方々、この方々にこの間も行って話をしたんですが、なかなか代替で働いてくれる人材がいないという中で、１６日で回していけるのかというのが、これは一番懸念するのは看護師なんです。その中で一人やめるという方も実際手を挙げる方がいるんですよ。そうすれば、入院患者を減らさんと回せないですよ。そういうところまでの考えられた人材の手当をやらないと、これ主管課に任せても回りません。です。で、所管課としては、やっぱり総務課、あるいは行革、一丸となって人材の手当をしていただく、それと、残業でいいですよということでも、当初こういうふうに出たら、もう１６日で回していくしかないんですよ。これが基本ですから、そういうところを守らすためにも、やはり何がしかの手を打たないと、島民の皆さんには非常に迷惑がかかるというふうになりますので、そこらあたりの考え方を教えてください。

○総務課長（古里洋一郎） 今、議員がおっしゃられたとおり、やはり一番はいろんな所管課のほうで話が合ったのが、協議を重ねているのが、甑の診療所、看護師の関係だと思います。こちらについては、何回か市民健康課とも話をしているんですけど、一応１６日勤務で勤務の割り当てをさせていただいて、どうしても回らない場合については、割増の予算のほうについても措置していきたいということでございますが、議員おっしゃられるとおり、本当、１年目、１６日でスタートしていきながら、特に甑の診療所の看護師等については、市民健康課と連携を密にしながら、診療所を含めて協議をしていきたいと、よく連携をとっていきたいと思っておりますが、１６日でお願いしたいと思っております。

○議員（持原秀行） そうすると、フルタイムという制度もあるわけですので、そこらあたりからまずしていったほうが私はいいと思うんですよ。だから、当初からフルタイムは除くというような考え方ではなくて、そこをもうちょっと現場も回るようにしていただかないと、なかなか診療所で働く人たちの間でもあつれきが生じていますので、

そういったところの配慮をお願いしたいと思います。

○総務課長（古里洋一郎）フルタイムにつきましては、給与費目が給料とか共済の関係とかという関係で、現在は嘱託員制度と同じような勤務日数としたところがございますが、議員おっしゃられたとおり、現状をよく見ながら、特に行政改革推進課と定数の問題がありますので、会計年度任用職員、職員の数等も含めて連携を密にして検討していきたいと思っております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書室の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○秘書室長（山元一将）それでは、議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、債務負担行為について説明をいたしますので、予算書、予算に関する説明書の8ページをお開きください。

第3表、債務負担行為の事項、副市長車借り上げ事業につきましては、現在使用している車両が令和2年4月をもって契約期間満了を迎えることから、副市長の業務をとどこおりなく遂行できるよう、新たにリース契約事務を進めるため、補正予算において債務負担行為設定を行うものであり、令和2年度から令和7年度までを設定期間とし、350万円を限度額とするものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関しての報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、秘書室を終わります。

△文書法制室の審査

○委員長（徳永武次）次は、文書法制室の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（川畑 央）それでは、予算に関する説明書の34ページをお開きください。
2款1項2目文書行政一般事務費の需用費の消耗品費の増額をお願いするものです。具体的には、本庁等で使用しているコピー及び印刷に用いる用紙の購入費用です。当初予算で見込めなかった理由は、予算計上後に締結する物品供給単価が上昇したこと等によるものです。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関しての報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

△財政課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）まず、歳出について説明いたしますので、予算書の73ページをごらんください。12款1項公債費、1目元金は、長期債償還元金において借入額が当初予定より減額となったことから、不用額を減額するものでございます。同款同項2目利子長期債償還利子は借入時の利率見込みが当初予定よりも低利率で借り入れられたことから、不用額を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明しますので、15ページをごらんください。8款1項1目自動車取得税交付金は、国の制度改正により本年10月1日から自動車取得税が廃止されたことに伴い減額するものであります。

16ページをごらんください。10款1項1目地方特例交付金は、交付額の決定に伴い増額するものでございます。

17ページをごらんください。11款1項1目地方交付税は、普通交付税の交付額が決定したことに伴い増額するものであります。

29ページをごらんください。19款1項1目財政調整基金繰入金は、今後の財源対策として、繰入金を減額するものであります。

30ページをごらんください。20款繰越金は、

前年度繰越金の未計上分を増額するものであります。

32ページをごらんください。22款市債は、5目農林水産業債の農業施設整備事業債については、塔之原1区集会施設解体工事を翌年度へ見送ったことに伴い減額し、7目土木債の橋梁整備事業債については、川内河口大橋維持補修事業に一般補助施設整備事業債を充当できることとなったことから増額するものであります。

なお、同事業に当初充当していた市有施設保全基金については、繰入額を減額する組みかえを行っております。

10目災害復旧債の現年公共災害復旧事業債を農地等の災害復旧事業の増額に伴い増額し、13目臨時財政対策債を発行可能額の決定に伴い増額するものであります。

33ページをごらんください。23款環境性能割交付金は、国の制度改正により、本年10月1日から自動車を取得した者に課税する環境性能割が導入されたことに伴い、鹿児島県が収入した環境性能割に対し一定割合が交付されるものでございます。

次に、9ページをごらんください。第4表地方債補正について説明いたします。

変更は農業施設整備事業の限度額を減額するとともに、橋梁整備事業債、現年公共災害復旧事業及び臨時財政対策債の限度額を増額するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第155号 令和元年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第155号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）第6回補正予算につ

いて御説明いたしますので、予算書の８ページをごらんください。１９款１項１目財政調整基金繰入金は、今回補正に係る財源として増額するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第１５５号については質疑を全て終了しましたが、本案の討論、採決については、議案第１４２号の討論、採決後に行います。

それではここで、議案第１５５号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

△第２次総合計画後期基本計画（素案）について

○委員長（徳永武次）次に、第２次総合計画後期基本計画（素案）について当局に説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）８７ページをごらんください。施策５、健全で安定した財政運営の推進について説明いたします。なお、本施策については、上期基本計画を踏襲することとし、大きな変更は行っておりません。

まず、魅力、現状、課題についてでございます。令和元年度で普通交付税の段階的縮減が終了することから、その文言の削除を行うとともに、よりわかりやすくするための文言追加や適正な表現への修正を行っております。

成果指標と目標値については、現状値を平成３０年度決算値に変更し、経常収支比率の目標値は計上一般財源における普通交付税の減少、経常的経費における物件費上昇や公債費の減少等を加味して設定し、市債残高の目標値は公債費を９億円程度抑制するための数値として設定し、市税の徴収率の目標値は現年分滞納繰越分の徴収実績を踏まえ、最低限達成すべき数値として設定いたしました。

施策の方向性及び８８ページの市民と行政の役割分担については、よりわかりやすくするための文言追加や適正な表現への修正を行っております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（落口久光）今の内容で、市税の徴収率は若干改善する形での数値になっているんですけど、絶対金額がどういうふうに見ているかというのがもし見通しとしてあれば、というのは、先ほどのひとみらい政策課のところでも言いましたけど、また人口が減っていったら、私は、やっぱり労働人口が減るっていうのが一番問題だと思うので、５年先がそこまでの影響が出るとは思わないですけど、それでも若干減ってくるだろうとなったときに、市税が絶対金額で大体どのぐらいの影響が出てくるのかというのをちょっと知っておきたいなと思ひまして、わかりましたらお願いいたします。

○財政課長（鬼塚雅之）地方税の収入額の見込みとしまして、令和６年度——この計画の最終年度でございますけれども、１２３億１，３００万円という形で見込んでおります。それで、現在平成３０年度決算が１３６億１，２００万円という形になっておりますので、若干減る見込みで推計をしております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

△財産活用推進課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（園田克朗）予算に関する説明書34ページをお開きください。2款1項5目財産管理費のうち、財産一般管理費の遊休公共施設等増築及び改修助成金2,500万円の減額でございます。この1件でございます。

この助成金につきましては、旧東郷中学校の跡地利用として、今回、神村学園と10月に土地建物売買契約をしたところでございます。神村学園において計画段階では令和元年度に耐震工事を、令和2年度から3年度において校舎の改修工事を進められる予定でございました。その計画で予算措置もしておりましたが、実施設計を詰められる中で、令和元年度から2年度までに耐震工事を含めて全ての改修工事を完了する方向で計画を変更されました。このため、本年度までに完成予定であった耐震工事が2年度に完成する見込みとなったことから、今年度の改修助成金を減額とするものでございます。なお、工事は本年度から着手され、来年度までの計画であるため、あわせて債務負担行為の変更もお願いしてございます。

予算に関する説明書の8ページをお開きください。債務負担行為の変更でございます。最下段の遊休公共施設等増築及び改修助成事業において、変更前といたしまして、令和2年度から3年度まで限度額7,500万円でしたが、変更後といたしまして、令和元年度から2年度までと、工期を1年、期間を短縮して限度額を1年に変更するものでございます。

先ほど、今しがた説明しました2,500万円の減額分を債務負担として設定をするものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたしますので、予算に関する説明書の29ページをお開きください。19款1項60目市有施設保全基金繰入金の減額で、先ほど歳出で説明しました遊休公

共施設等増築及び改修助成金及び地方債の活用に伴う減額でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

○委員（今塩屋裕一）東郷町の旧南瀬小、山田小、外国人雇用の施設を見に行きまして、経営者の方ともお話する中で、非常に薩摩川内市は先がけて学校跡地の利用を、そして役所の対応もタンタンとしてもらったということで、本当感謝している声を聞いております。そうした中で、高江中学校、今度の企画もある中で、学校跡地がどういった感じでまた再度利用されるのか、どういった声があるのか、今現状でわかれば教えてもらいたいなって、何と言いましても、合併して63校の中で23校が閉校となっていますので、一番最初に話が来た寄田小学校の跡地の声も、グループ施設という声もある中で、どういった流れになっているのでしょうかというのでもしできれば、そういった外部というか、こういうところが来たいとかあれば聞かせてもらえればと思いますけど。

○財産活用推進課長（園田克朗）それでは、今の状況を御説明申し上げます。

いろいろとお話はある中で、具体的にまだ固まってきているものは、これまで御説明している案件以外にはないところでございます。いろいろと視察、施設見学とか、そういうようなところで案内している中で、こういう事業をやりたいとかいうような施設の活用策としては、介護福祉施設とか、そういうような福祉関連の施設、そういうようなものでいろいろと今5校ほど見られていらっしゃるところがございます。ただ、それ自体が今

後実を結ぶのかどうかというところはまだ全く不透明なところでございまして、また具体的に話が進むような状況になりましたら、また委員会のほうには随時報告していきたいと考えているところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、財産活用推進課を終わります。

△税務課・収納課の審査

○委員長（徳永武次）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男）それでは、第5回補正予算書の37ページをお願いいたします。歳出でございます。2款2項1目税務総務費は10月の人事異動等に伴う職員給与費の補正でございます。

2目賦課徴収費のうち税務課分は、賦課徴収事務費におきまして、市県民税納税通知書作成等業務委託ほか1件の入札執行残を減額するものでございます。徴収管理費につきましては、収納課からの説明となります。

○収納課長（山口隆雄）徴収管理費の財源調整につきましては、特定財源から一般財源への組みかえによるものです。

○税務課長（道場益男）次に、歳入について説明いたしますので、12ページをお願いいたします。1款1項1目市民税個人分の現年課税分につきましては、実績見込みを踏まえまして1億円を増額しようとするものでございます。

2目、市民税法人分の現年課税分につきましては、上半期における申告納付額の実績等を踏まえまして、3,000万円を増額しようとするもの

でございます。

13ページでございます。2項1目固定資産税の現年課税分につきましては、当初課税におきまして償却資産の大臣配分が見込みを大きく上回りましたことから、今回3億円を増額しようとするものでございます。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、交付実績に基づき2万2,000円を増額しようとするものでございます。

14ページでございます。3項軽自動車税におきましては、目の追加を行うとともに、所要の予算の組みかえを行おうとするものでございます。具体的には本年10月1日から従来県税として徴収されておりました自動車取得税にかわり、市税として環境性能割が創設されたことに伴い、新たに2目環境性能割を追加し、1目から2目へ221万円の移しかえを行ってございます。

なお、本年10月1日から軽自動車税の名称も種別割に変更されたところでございますが、今年度途中ということで名称変更は行わず、1目軽自動車税のままとしてございますので、御理解賜りたいと思います。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質問願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、税務課及び収納課を終わります。

△契約検査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、契約検査課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

△防災安全課の審査

○委員長（徳永武次）次は、防災安全課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

△第2次総合計画後期基本計画（素案）

○委員長（徳永武次）次に、第2次総合計画後期基本計画（素案）について当局に説明を求めます。

○防災安全課長（佐多孝一）15ページをお開きください。政策2の施策1市民の安全確保と防災対応の推進の変更点について御説明いたします。

初めに、魅力、現状、課題①につきまして、1行目から2行目にかけて「地域防災連絡調整会議から引き続き」までと5行目の「一人で」から「障害や」までのアンダーライン部分について文言の追加を行いました。また、6行目につきまし

ては、「要配慮者」を「避難行動要支援者」に変更いたしました。

続きまして、②については、文言の整理と高機能消防指令センターや消防救急無線のデジタル化への移行につきましては、既に実施済みのため削除といたしました。

16ページをお開きください。成果指標と目標値につきましては、関係機関と協議の上、現状値と目標値の変更を行いました。

また、③の原子力に関する出前講座等の実施回数につきましては、17ページの施策体系③原子力安全対策の推進の項目に合わせ、新たに追加したものでございます。

続きまして、施策の方向性ですが、①地域防災力の向上につきましては、1行目の「相互互助意識」の「相互」を削除、4行目につきましては、「要配慮者」を「避難行動要支援者」に変更いたしました。

④安全な市民生活の確保につきましては、わかりやすく修正いたしました。

続きまして、44ページをお開きください。政策4の施策1災害に強い防災基盤の整備、保全のうち、施策の方向性、①防災施設等の整備、保全のうち、ひし形記号の四つ目、五つ目の防災安全課分につきましては、変更はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（徳永武次）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、原子力安全対策室を終わります。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市 一般会計予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止
しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）
予算に関する説明書の39ページをお開きくだ
さい。

2款4項1目選挙管理委員会費は、異動等に
より共済費26万円を増額し、3目選挙費は鹿児
島県議会議員選挙の経費の確定により、
1,591万円を減額しようとするものでありま
す。

次に、26ページをお開きください。16款
3項1目総務費委託金、4節選挙費委託金で鹿児
島県議会議員選挙委託金の確定により、
1,591万円を減額しようとするものでありま
す。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を
行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、
委員の皆様から質疑はありませんか。

○委員（坂口健太）1点教えてください。

来年度実施が予定されております、任期満了に
伴います薩摩川内市長選挙に関してなんですが、
10月にかごしま国体と、また障害者スポーツ大
会が予定されておりますが、そこの日程との兼
ね合いで、いつごろ関係が出てくるのかなという
ふうな、どういった認識でおられるのか、伺っ
てみたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）

ただいまありましたように、来年11月6日任期
満了の市長選挙が執行されますが、任期満了前
30日以内に選挙を執行するということになりま
す。この間の日曜日になりますと、10月11日、
10月18日、10月25日、そして11月1日、
この四つのうちのいずれかということなんですが、
先ほどありましたように10月3日から10月
13日までにかごしま国体が開催されます。それか
ら、全国障害者スポーツ大会鹿児島大会が10月
24日から26日にかけて開催がされます。本市
開催の競技はございませんけれども、こういった
日程等を考慮の上、選挙期日が決定されること
になるというふうに考えておりますが、今のところ
まだ決定はしておりません。前回の平成28年の
選挙日程をお知らせしたタイミングと日程につ
きましては、6月に開催された議会の全協の中
でこの選挙期日の日程をお知らせをしているよ
うですので、その時期ぐらいになりましたらお知
らせができるかなというふうに考えているところ
です。

○委員長（徳永武次）ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認め
ます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

△会計課の審査

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認め
ます。次は、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案があり
ませんので、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、

委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告はありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、議事調査課の審査に入ります。

△議案第142号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第142号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）予算に関する説明書、第5回補正の8ページをお開きください。第3表債務負担行為補正で、一番上の行になりますが、議長車借り上げ事業の追加で、期間は令和元年度から令和7年度まで、限度額は371万2,000円でございます。内容としましては、現在使用している議長車のリース期間が来年5月に満了することから、新たに議長車を5年間リースしようとするものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）議長車の借り上げに関して、年間当たり50万円ぐらいということですけど、こういった車をリースされるのかなと気になりまして、お伺いしてみたいと思います。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）現在の議長車はセダンタイプのホンダアコードでございますけれども、リースを予定しておりますのは、7人乗りのワゴンタイプを検討しているところでございます。

○委員（坂口健太）ありがとうございます。ワゴンタイプを検討されているということですが、議長、大変御公務お忙しいとは思いますが、多人数乗る7人タイプになる理由が何なのかなと思って。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）まず、ワゴンタイプですので、ゆったりと座れるということがございます。あと、委員会等の場合で何名か乗られる場合もあるかと思しますので、そちらも想定してワゴンタイプを計画しているところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第142号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第155号 令和元年度薩摩川内市

一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第155号を議題とします。

本案については、先ほど質疑が全て終了しておりますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から所管事務に関して報告がありませんが、委員の皆様から質疑はありませんか。

○委員（坂口健太）1点お伺いしてみたいんですけど、私たち議員はこうして議員記章をつけているわけですが、議会事務局の職員の皆さんも市議会の共通記章等あったりするのかなと思って、お伺いしてみたいと思います。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）全国市議会議長会のほうで共通記章というような形で事務局職員用のバッジも作成しております。そういったのを利用している自治体もあるようでございます。

○委員（坂口健太）答弁いただきました。本市の栄えある市議会事務局員として、つけられる意向はないでしょうか。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）今、市全体の職員章という形で共通で使っているものもございますけれども、議会事務局職員というのあれば、いろんな場面で使うことも想定されますので、検討していきたいと考えます。

○委員（坂口健太）対外的に事務局職員として出ていく場合もございますので、ぜひ前向きに検討されるように意見申し上げておきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

△委員会報告の取り扱い

○委員長（徳永武次）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書のとりまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣について

○委員長（徳永武次）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察などの予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合はその手続を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 徳 永 武 次